

○環境省令第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十八号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月二十八日

環境大臣　松本　龍

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の二第二号口中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「規定による」を削り、同条第七号チ中「者を含む。」の下に「第十二条の十二の二十八を除き、以下同じ。」を加える。

第二条の六第一項中「規定による」を削り、同項第二号ロ中「法第七条第五項第四号リに規定する」を削る。

第三条第四項中「規定による」を削り、同項第七号中「法第七条第五項第四号リに規定する」を削り、同条第五項第七号中「損益計算書」の下に「株主資本等変動計算書、個別注記表」を加え、同項第十三号中「法第七条第五項第四号リに規定する」を削り、同条第七項中「第八条第一項」の下に「の許可」を加え、「規定による」を「変更の」に改める。

第四条第一項第七号イ中「外気」を「法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気」に改め、「供給装置が」の下に「、それぞれ」を加える。

第四条の四の次に次の三条を加える。

(定期検査の申請)

第四条の四の二 法第八条の二の二第一項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
- 四 許可の年月日及び許可番号

(定期検査の期間)

第四条の四の三 法第八条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、法第八条の二第五項の検査を受けた日、直近において行われた法第九条第二項において準用する法第八条の二第五項の検査を受けた日又は直近において行われた法第八条の二の二第一項の検査を受けた日のうちいずれか遅い日から五年三月以内とする。

(定期検査結果の通知)

第四条の四の四 都道府県知事は、法第八条の二の二第一項の検査を行つたときは、検査の結果を通知する書面を交付するものとする。

第四条の五第一項中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に改め、同項第二号口中「外気」を「法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気」に改め、同項第十六号中「措置」の下に「(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)」を加え、同項第二項中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に改め、同項第十四号中「措置」の下に「(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第四条の五の二 法第八条の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 令第五条の二に規定する焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除

く。) 次に掲げる事項

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 前条第一項第二号ト、リ、ヲ、ツ、ラ(ウにおいてその例によるものとされた場合を含む。)、

ノ、ク(2)、ヤ(1)、マ(4)及びケ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行つた位置

(2) 当該測定の結果の得られた年月日

(3) 当該測定の結果

ハ 前条第一項第二号ヌの規定によるばいじんの除去を行つた年月日

二 前条第一項第二号力の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(3) 当該測定の結果の得られた年月日

(4) 当該測定の結果

亦 前条第一項第二号マ(1)及びケ(2)の規定による保管設備内の清掃を行つた年月日

二 令第五条の二に規定する焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）次に掲げる事項

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 前条第一項第三号イ(4)及び(6)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行つた位置

(2) 当該測定の結果の得られた年月日

(3) 当該測定の結果

ハ 前条第一項第三号イ(7)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

二 前条第一項第三号イ(9)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定に係るガスを採取した位置

(2) 当該測定に係るガスを採取した年月日

(3) 当該測定の結果の得られた年月日

(4) 当該測定の結果

三 令第五条の二に規定する焼却施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）次に掲げる事項イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

口 前条第一項第三号口(2)及び(3)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行つた位置

(2) 当該測定の結果の得られた年月日

(3) 当該測定の結果

ハ 前条第一項第三号口(4)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

二 前条第一項第三号口(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置

(2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日

(3) 当該測定の結果の得られた年月日

(4) 当該測定の結果

四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び

当該措置の内容

ハ 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

二 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年 厚生省 総理府 令第二号。以下「維持

管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

- (1) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所
(2) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日
(3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
(4) 当該水質検査の結果

ホ 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

- (1) 当該措置を講じた年月日

(2) 当該措置の内容

ヘ 最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行つた年月日及びその結果

- (2) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び

当該措置の内容

ト 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当

該措置の内容

チ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

リ 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行つた年月日及びその結果

(維持管理の状況に関する情報の公表)

第四条の五の三 法第八条の三第二項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の

公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一 前条第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項 翌月の末日

二 前条第一号口及び二、第二号口及び二、第三号口及び二並びに第四号二及びリに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

三 前条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号口(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

四 前条第四号口(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の

翌月の末日

第四条の六第一号口中「、ニ及びホ」を「及びニ」に、「及びチ」を「及びリ」に改め、「、清掃」を削り、同号ハ中「次条第一号ハ」の下に「及びホ」を加え、「及びト(1)」を「、ト(1)及びチ(1)」に改め、「除去」の下に「、清掃」を加え、同号ニ中「及びト(2)」を「、ト(2)及びチ(2)」に改める。

第四条の七各号列記以外の部分中「規定による」を削り、同条第四号イ中「埋立てた」を「埋め立てた」に改め、同号ニ中「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年 总理府 厚生省 令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）」を「維持管理基準省令」に改め、同号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

第四条の八第一号中「第十二条の七の四第一号において同じ。」を削る。

第四条の九第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」の下に「（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「設置者」の下に「（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者をいう。以下同じ。）」を加える。

第四条の十第一項中「（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者をいう。以下同じ。）」を削る。

第四条の十二中「（第十五条の二の三）において準用する場合を含む。次項において同じ。」を削る。

第四条の十三第一項中「規定による」を削り、同項第一号中「第九条第五項」の下に「又は第九条の二

の三第二項」を加え、同項に次の一号を加える。

三 特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条第一項の許可が取り消された場合において、当該特定一般廃棄物最終処分場について維持管理を行うとき

第四条の十三第二項中「設置者」の下に「又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者であつた者若しくはその承継人」を加える。

第四条の十四中「埋立処分」を「特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分」に改め、「行う場合」の下に「又は前条第一項第三号に掲げる場合」を、「額」の下に「当該特定一般廃棄物最終処分場に係る」を加える。

第四条の十五第一項中「維持管理積立金取戻し申請書」を「申請書」に改め、同条第二項中「埋立処分の終了後に維持管理を行う場合にあつては、」を削り、「申請書に」を「申請書には、」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項各号を次のように改める。

一 特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書及び維持管理を行うことを証する書面

二 第四条の十三第一項第三号に掲げる場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書、維持管理を行うことを証する書面及び申請者が特定一般廃棄物最終処分場の設置者であつた者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定一般廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であつた者を含む。次条において「特定一般廃棄物最終処分場の旧設置者等」という。）であることを証する書面

第四条の十六の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定一般廃棄物最終処分場の旧設置者等は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理を行うために必要な範囲内において、機構に対し、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額を照会することができる。

第四条の十七中「の設置者」を「について法第八条第一項の許可を受けた者」に改める。

第五条の二第一号中「変更される」を「増大する」に改める。

第五条の四中「規定による」を削り、同条第六号口中「法第七条第五項第四号リに規定する」を削る。

第五条の五の三の次に次の八条を加える。

(旧設置者等による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第五条の五の四 第五条の五の二の規定は、法第九条の二の三第二項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者について準用する。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第五条の五の五 法第九条の二の四第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 热回収施設の設置の場所

三 当該熱回収施設における熱回収（法第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。以下同じ。）に必要な設備に関する次に掲げる事項

イ 設備の種類及びその設備の能力

ロ 設備の位置、構造等の設置に関する計画

ハ 設備の維持管理に関する計画

四 当該熱回収施設における熱回収の内容に関する次に掲げる事項を記載した計画

イ 当該熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類

ロ 熱回収の方法

ハ 次の算式により算定した年間の熱回収率

$$E \times 3600 + H - F$$

$$A = \frac{I}{E \times 3600 + H - F} \times 100$$

この式において、A、E、H、F及びIは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 熱回収率（単位 パーセント）

E 熱回収により得られる熱を変換して得られる電気の量（単位 メガワット時）

H 熱回収により得られる熱量からその熱の全部又は一部を電気に変換する場合における当該

変換される熱量を減じて得た熱量（単位 メガジュール）

F 廃棄物以外の物であつて燃焼の用に供することができるもの（第五条の五の七及び第十二

条の十一の七において「燃料」という。）を熱を得ることにより利用することにより得られる熱

量（単位 メガジュール）

I 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量（単位 メガ
ジュール）

五 当該熱回収施設に係る法第八条第一項の許可の年月日及び許可番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図

二 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類

三 当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する前項第四号イからハまでに掲げる事項を記載した書類

四 当該熱回収施設について法第八条第一項の許可を受けていることを証する書類

（熱回収施設の技術上の基準）

第五条の五の六 法第九条の二の四第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 第四条に規定する基準（当該熱回収施設に係るものに限る。）に適合していること。

二 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラーや発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあつては、発電機が設けられていることをもつて足りる。

三 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。

四 热回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

（熱回収施設を設置している者の能力の基準）

第五条の五の七 法第九条の二の四第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。

イ 第五条の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、十パーセント以上であること。

口 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の三十パーセントを超えて燃料の投入を行わないこと。

二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

(認定熱回収施設設置者の認定の更新期間)

第五条の五の八 法第九条の二の四第二項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(熱回収施設に係る焼却設備の構造)

第五条の五の九 令第五条の四第一号口の環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供す

る電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙燒炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

五 燃燒ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃燒ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙燒炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第五条の五の十 令第五条の五の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 熱回収施設の設置の場所
- 三 認定の年月日及び認定番号
- 四 当該熱回収施設において熱回収を行わなくなつたときは、次に掲げる事項

イ 熱回収を行わなくなつた理由

口 熱回収を行わなくなつた年月日

五 当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、又は休止した当該熱回収施設を再開したときは、次に掲げる事項

イ 廃止、休止又は再開の理由

口 廃止、休止又は再開の年月日

六 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、次に掲げる事項

イ 変更の内容

口 変更の理由

ハ 変更の年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図

構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図

二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変

更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類

(報告)

第五条の五の十一 法第九条の二の四第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十日以前の一年間における当該熱回収施設における熱回収に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 第五条の五第一項第四号ハの算式により算定した当該一年間の熱回収率

2 前項の報告書には、同項第三号の熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならぬ。

第五条の六の二を次のように改める。

い。

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第五条の六の二 法第九条の三第六項の環境省令で定める事項は、第四条の五の二各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

第五条の六の二の次に次の三条を加える。

(維持管理の状況に関する情報の公表)

第五条の六の三 法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

- 一 第四条の五の二第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項 翌月の末日
- 二 第四条の五の二第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二並びに第四号ニ及びリに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- 三 第四条の五の二第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

四 第四条の五の二第四号口(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

(記録の閲覧)

第五条の六の四 法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。

イ 第四条の七第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項 翌月の末日

ロ 第四条の七第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二並びに第四号二及びリに掲げる事

項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 第四条の七第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

二 第四条の七第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

二 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

三 閲覧の求めがあつた場合にあつては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(記録する事項)

第五条の六の五 法第九条の三第七項の環境省令で定める事項は、第四条の七各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

第五条の七中「第九条の三第七項」を「第九条の三第八項」に改め、「規定による」を削る。

第五条の八中「第九条の三第七項」を「第九条の三第八項」に改める。

第五条の九から第五条の十の二までの規定中「第九条の三第十項」を「第九条の三第十一項」に改める。

第五条の十一及び第五条の十二中「法第七条第五項第四号りに規定する」を削り、「損益計算書」の下に「株主資本等変動計算書、個別注記表」を加える。

第六条の三を削る。

第六条の四中「規定による」を削り、同条第二号中「再生品の性状を」を「当該再生によつて得ようとする物（以下「再生品」という。）の性状を」に改め、同条を第六条の三とする。

第六条の五中「規定による」を削り、同条第二号中「第六条の三第一項第二号ハの規定により申請書に

記載された」を「第六条の六の二第一号の事業計画に記載した」に改め、同条第十号中「又は」を「及び」に改め、同条を第六条の四とする。

第六条の六中「規定による」を削り、同条第三号中「第六条の三第一項第六号二の規定により申請書に記載された」を「第六条の六の二第一号の事業計画に記載した」に改め、同条を第六条の五とする。

第六条の六の二中「第六条の五第四号」を「第六条の四第四号」に改め、同条を第六条の六とし、同条の次に次の二条を加える。

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請に係る書類)

第六条の六の二 法第九条の八第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 事業計画の概要

口 当該申請に係る再生利用の内容に関する次に掲げる事項

- (1) 再生利用を行う一般廃棄物の種類及び性状

- (2) 再生の方法

(3) 再生品の種類及び性状並びに当該再生品を適合させようとしている日本工業規格その他の規格等の名称及び内容

(4) 再生品の利用方法並びに価格及び需要の見込み

(5) 事業の規模

ハ 当該再生に係る事務所及び事業場の所在地

二 法第七条第六項又は第十四条第六項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲
ホ 法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類
ヘ 申請者が設置し、又は設置しようとする当該申請に係る再生利用の用に供する全ての施設に関する次に掲げる事項

(1) 施設の設置の場所

(2) 施設の種類

(3) 施設の処理能力

(4) 施設の位置、構造等の設置に関する計画

(5) 施設の維持管理に関する計画

- (6) 施設を設置しようとする場合には、着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 二 当該申請に係る再生利用を行う一般廃棄物及び再生品の性状を明らかにする書類
- 三 再生に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類
- 四 施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- 五 施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書
- 六 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 七 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記
- 記事項証明書
- 八 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 九 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所を記載した書類
- 十 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資

の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は者の氏名又は名称
、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類

十一 第六条の四第六号に規定する者の履歴書

十二 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業に従事する者の人数を記載した書類

十三 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達
方法を記載した書類

十四 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資
本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付
済額を証する書類

十五 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納
付済額を証する書類

十六 当該申請に係る再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類

十七 第一号口(3)の規格等の写し

十八 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

十九 施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

二十 施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに環境大臣が定める方法により算出したダイオキシン類の濃度並びに排水の汚染状態（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項に規定する汚染状態をいう。）を記載した書類

二十一 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

（役員の変更の届出）

第六条の六の三 法第九条の八第一項の認定を受けた者が法人である場合において、役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の氏名及び住所を届け出なければならない。

2 前項の届出書には、当該新たに就任した役員が法第七条第五項第四号イからトまでに該当しない者で

あることを誓約する書面を添付するものとする。

第六条の七第一項中「令第五条の五の規定による」を「法第九条の八第六項の」に改め、同項第二号中「法第九条の八第一項の」を削り、同条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 令第五条の七に規定する認定証

第六条の七の次に次の一条を加える。

(変更の認定を要しない軽微な変更)

第六条の七の二 法第九条の八第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 第六条の六の二第一号の事業計画に記載した当該認定に係る再生利用の用に供する施設の処理能力（当該処理能力について法第九条の八第六項の変更の認定を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が増大するもの
- 二 当該認定に係る再生利用の用に供する施設の構造又は設備の変更

三 当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設の設置
第六条の十を削る。

第六条の九の見出しを「(事業の廃止の届出)」に改め、同条中「第五条の七第一項」を「第五条の八」に、「廃止」を「事業の廃止」に改め、同条第二号中「法第九条の八第一項の」を削り、同条に次の二項を加える。

2 法第九条の八第一項の認定に係る収集若しくは運搬又は処分の事業の全部を廃止した場合における前項の届出書には、令第五条の七に規定する認定証を添付しなければならない。

第六条の九を第六条の十とする。

第六条の八中「第五条の六の規定による」を「第五条の七に規定する」に改め、同条第三号中「一般廃棄物」を「再生利用を行う一般廃棄物」に改め、同条を第六条の九とし、第六条の七の二の次に次の二条を加える。

(再生利用の用に供する施設の軽微な変更等の届出)

第六条の八 法第九条の八第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる

事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第九条の八第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

記事項証明書

二 前条に規定する軽微な変更の場合には、次に掲げる書類及び図面

イ 変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該変更後の施設の付近の見取図

口 当該認定に係る再生利用の用に供する施設の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、当該変更後の施設の維持管理に関する計画を記載した書類

第六条の十一中「第五条の七第一項」を「第五条の八」に改め、「次に掲げる事項を記載した届出書を」を削り、「以内に」の下に「次に掲げる事項を記載した届出書を」を加え、同条第二号中「法第九条の八第一項の」を削る。

第六条の十二第三号中「法第九条の八第一項の」を削る。

第六条の十五中「規定による」を削り、同条第四号中「第九条の九第六項」を「第九条の九第九項」に改め、同条第八号中「又は再生がされないものにあつては熱回収（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第七項に規定する熱回収をいう。以下同じ。）」を「（再生が行われないものにあつては、熱回収）」に改める。

第六条の十六中「規定による」を削る。

第六条の十七中「規定による」を削り、同条第二号二中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改める。

第六条の十八中「規定による」を削り、同条第一号ル中「第九条の九第六項」を「第九条の九第九項」に改め、同号ヲ中「申請」を「当該申請」に改め、同条第六号中「受け入れる一般廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設について、」を「当該申請に係る処理の用に供する施設が」に、「にあつては」を「である場合にあつては、当該施設について」に、「受けたものであることを示す」を「受けていることを証する」に改め、同条第七号中「受け入れる一般廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設について、」を「当該申請に係る処理の用に供する施設が」に、「にあつては、法第十五条の二の四」を「である場合にあつては、法第十五条の二の五」に改める。

第六条の十九の見出しを「（表示等）」に改め、同条中「者を含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第一号中「種類及びその」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「認定の年月日及び」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る収集又は運搬を行う者にあつては、その」を「当該認定に係る収集又は運搬を行う者の」に改め、「及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は運搬船に次に掲げる書面を備え付けるものとする。

一 令第五条の九に規定する認定証の写し

二 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面

第六条の二十第一項中「令第五条の八」を「法第九条の九第六項」に改め、同条第二項中「の規定により交付を受けた」を「に規定する」に改め、「申請に係る」を削り、「第六条の十八」を「第六条の十八各号」に改める。

第六条の二十一中「令第五条の八ただし書の規定による」を「法第九条の九第六項ただし書の」に改め、同条第一号中「第六条の十八第一項第一号イ」を「第六条の十八第一号イ」に改め、同条第二号中「第六条の十八第一項第一号ロ」を「第六条の十八第一号ロ」に改め、同条第三号中「第六条の十八第一項第一号ニ」を「第六条の十八第一号ニ」に、「を変更する場合」を「の変更」に改め、同条第四号中「第六条の十八第一項第一号ホ」を「第六条の十八第一号ホ」に改め、「変更」の下に「（当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類及び性状の変更に限る。）」を加え、同条第五号中「第六条の十八第

一項第一号へ」を「第六条の十八第一号へ」に改め、同条第六号中「第六条の十八第一項第一号又」を「第六条の十八第一号又」に、「を変更する場合」を「の変更」に改め、同条第七号中「第六条の十八第一項第一号ヲ」を「第六条の十八第一号ヲ」に改め、同条第八号中「を追加する場合」を「の追加に係る変更」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(変更の届出)

第六条の二十一の二 法第九条の九第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

2 当該認定に係る処理の用に供する施設の変更をした場合における前項の届出書には、令第五条の九に

規定する認定証及び当該変更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第六条の二十二中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第六条の二十三の見出しを「（廃止の届出）」に改め、同条第一項中「変更又は」を削り、同項第三号中「変更の内容又は」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に、「当該認定に係る」を「令第五条の九に規定する」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条の二十四中「当該一般廃棄物の種類ごとに」を削り、「申請」を「認定」に改め、同条に次の一号を加える。

四 当該認定に係る一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行つた措置

第六条の二十四の二及び第六条の二十四の四から第六条の二十四の六までの規定中「規定による」を削る。

第六条の二十四の八第三項中「規定による」を削り、同項第八号中「法第七条第五項第四号りに規定する」を削り、同条第四項第十一号中「及び損益計算書」を「、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表」に改め、同項第十五号中「（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条

第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。」を削り、同項第十八号中「法第七条第五項第四号りに規定する」を削る。

第六条の二十四の十四を削る。

第六条の二十四の十三の見出しを「(事業の廃止の届出)」に改め、同条第一項中「第五条の十二第一項」を「第五条の十二」に改め、同条を第六条の二十四の十四とする。

第六条の二十四の十二中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条を第六条の二十四の十三とする。

第六条の二十四の十一中「第九条の十第七項」を「第九条の十第八項」に改め、「規定による」を削り、同条を第六条の二十四の十二とする。

第六条の二十四の中「第九条の十第七項」を「第九条の十第八項」に改め、同条を第六条の二十四の十一とする。

第六条の二十四の九中「第九条の十第七項」を「第九条の十第八項」に改め、同条を第六条の二十四の十とし、第六条の二十四の八の次に次の一条を加える。

(変更の届出)

第六条の二十四の九 法第九条の十第六項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人

二 役員

三 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者

四 令第四条の七に規定する使用人

五 前条第四項第四号に掲げる書類に記載する科学的因果関係に影響を及ぼさない事項であつて、次に掲げるもの

イ 前条第一項第三号に掲げる事項（当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させる場合に係るものと除く。）

ロ 前条第一項第四号に掲げる事項（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更である場合に係るものと除く。）

ハ 前条第二項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項第二号に規定する測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもののみを行う場合に係るものに限る。）

六 無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

八 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地

ロ 面積

ハ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類

二 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

2 法第九条の十第六項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

3 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

記事項証明書

二 第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）

三 第一項第五号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及

び図面

イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画を記載した書類

ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類

ハ 前条第四項第二号に掲げる図面（当該変更に関するものに限る。）

二 当該変更に係る工事の着工から変更後の無害化処理の用に供する施設の使用開始に至る具体的な

計画書

ホ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

ヘ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ト 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

チ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

り その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

四 第一項第五号（ハに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面
イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画を記載した書類

ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類

ハ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類

二 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を

記載した書類

ホ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ヘ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ト その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

五 第一項第八号に掲げる事項の変更の場合には、前条第四項第二号及び第十三号に掲げる書類及び図面

4 届出者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第一号、第三号ト又は第四号ホに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を第二項の届出書に添付することができる。

5 第二項の届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

第六条の二十四の十五中「第五条の十二第一項」を「第五条の十二」に改める。

第六条の二十七第一項第四号中「排出した」を「生じた」に改め、同項第八号中「及び構造並びに」を「並びに構造及び」に改め、同項第九号中「前号の」を「前号に規定する」に改め、同項第十号中「放流水」を「第八号に規定する施設に係る放流水」に改め、同条第二項中「から第十号まで（第三号を除く。）」を「第二号及び第四号から第十号まで」に、「規定する」を「掲げる」に改め、「一括して」を削り、「輸出の確認」を「輸出の一括確認」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、「前項に規定

する」を「前項各号に掲げる」に改め、同条第三項第四号中「排出した」を「生じた」に改め、同項第五号中「の運搬施設」を「に規定する運搬施設」に、「の施設」を「に規定する施設」に改め、同項第六号中「の運搬施設」を「に規定する運搬施設」に、「の施設」を「に規定する施設」に、「最終処分場」を「当該施設が廃棄物の最終処分場である場合」に改め、同項第七号中「の施設」を「に規定する施設」に、「最終処分場」を「廃棄物の最終処分場」に改め、同項第八号中「の施設」を「に規定する施設」に改め、「最終処分場」を「受けた後」を「受けた者は」に、「を変更」を「の変更」に改め、「限る。」、「」の下に「確認の有効期間内の当該一般廃棄物の」を、「輸出する」の下に「当該」を、「上限の」の下に「変更であつて、当該上限について」を加え、「変更に」を「増減を伴うものに」に、「する必要が生じた」を「をしようとする」に、「様式第三十三号」を「様式第二号の二」に改め、同項第二号中「を受けた」を「の」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(報告)

第六条の二十八 法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了し

たとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該確認の年月日及び確認番号
- 三 当該一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- 四 当該一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状並びに輸出した数量(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計)
- 五 当該一般廃棄物を輸出した年月日(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日)
- 六 当該一般廃棄物の処分が終了した年月日(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了した年月日)

前項の報告書には、当該一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面(輸出の一括確認を受けた者

にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面)を添付しなければならない。

第七条の二第二項中「の規定により読み替えて」を「において読み替えて」に、「第六条の十九各号」を「第六条の十九第一項各号」に改め、同条第三項第六号中「第七条の三」を「第七条の六」に、「第五条の六」を「第五条の七」に改め、同項第七号中「第七条の五」を「第七条の八」に、「写し」を「写し並びに運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面」に改め、同項第八号中「第七条の七」を「第七条の十」に改め、同項に次の一号を加える。

九 法第二十一条の三第三項に規定する場合において第十八条の二に規定する廃棄物の運搬を行う下請負人 当該運搬が同項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面

第七条の二の二第二項中「第六条の十九各号」を「第六条の十九第一項各号」に改める。

第七条の九第一項中「規定による」を削り、「令第六条第一項第三号イに掲げる安定型産業廃棄物」を「安定型産業廃棄物(令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。)」に改める。

第八条の二中「第十二条第三項の規定による」を「第十二条第五項の」に改め、同条を第八条の二の八とし、第八条の次に次の七条を加える。

(産業廃棄物の保管の届出の対象となる産業廃棄物)

第八条の二 法第十二条第三項前段の環境省令で定める産業廃棄物は、建設工事(法第二十一条の三第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に伴い生ずる産業廃棄物とする。

(産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第八条の二の二 法第十二条第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法第十四条第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管

二 法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)

第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(事前の届出を要しない場合)

第八条の二の三 法第十二条第三項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。

(産業廃棄物の保管の届出)

第八条の二の四 法第十二条第三項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地

ロ 面積

ハ 保管する産業廃棄物の種類

二 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限

亦 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

三 保管の開始年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類

二 保管の場所の平面図及び付近の見取図

(保管に係る変更の届出)

第八条の二の五 法第十二条第三項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の五による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

四 変更予定年月日

2 前項の届出書には、前条第一項第二号イ又はロに掲げる事項に変更がある場合には、届出をしようと
する者が変更後の保管の場所を使用する権原を有することを証する書類並びに当該場所の平面図及び付
近の見取図を添付するものとする。

(保管の廃止の届出)

第八条の二の六 法第十二条第三項前段の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る保管をやめた
ときは、当該保管をやめた日から三十日以内に、様式第二号の六による届出書を都道府県知事に提出し
なければならない。

(非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管を行つた事業者の届出)

第八条の二の七 法第十二条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四によ
る届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地

口 面積

八 保管した産業廃棄物の種類

二 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限

亦 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管した場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

三 保管の開始年月日

2 第八条の二の四第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第八条の三中「第十二条第三項の規定による」を「第十二条第五項の」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(輸入された廃棄物の適正な処分又は再生が困難である旨の確認の申請)

第八条の三の二 令第六条の二第三号ただし書の規定により環境大臣の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の七による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該廃棄物に係る法第十五条の四の五第一項の許可の年月日及び許可番号

三 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号

四 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行うための施設の種類及び設置場所並びに当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る許可番号

五 当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難となつた理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、第十条の六又は第十条の十八に規定する許可証の写し

二 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し

第八条の四中「第六条の二第三号」を「第六条の二第四号」に、「第六条の十二第三号」を「第六条の

十二第四号」に、「第七条の三」を「第七条の六」に、「第五条の六」を「第五条の七」に、「第七条の五」を「第七条の八」に、「第七条の七」を「第七条の十」に改める。

第八条の四の中「第六条の二第三号ホ」を「第六条の二第四号ヘ」に、「第六条の十二第三号」を「第六条の十二第四号」に改め、同条第五号中「令第六条第一項第三号イに規定する」を削る。

第八条の四の三中「第六条の二第四号」を「第六条の二第五号」に、「第六条の十二第三号」を「第六条の十二第四号」に改める。

第八条の四の四中「第六条の二第五号」を「第六条の二第六号」に改める。

第八条の四の五中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に、「次のとおり」を「次に掲げる事項を記載した様式第二号の八による計画書を当該年度の六月三十日までに提出すること」に改め、同条各号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 計画期間

三 当該事業場において現に行つてゐる事業に関する事項

四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

六 産業廃棄物の分別に関する事項

七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

第八条の四の六中「第十二条第八項」を「第十二条第十項」に、「様式第二号の三」を「様式第二号の九」に改める。

第八条の四の七中「第十二条第九項」を「第十二条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「及び同条第八項」を「の提出又は同条第十項」に、「の内容を一年間公衆の縦覧に供する」を「を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表する」に改める。

第八条の五第一項を次のように改める。

法第十二条第十三項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は次のとおりとする。

一 令第六条の四第一号に掲げる事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分（再生を含む。以下この項において同じ。）を行う場合にあつては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）とする。

イ 処分年月日

ロ 処分方法ごとの処分量

ハ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬	1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 当該産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
第八条の五第三項中「第十二条第十一項」を「第十二条第十三項」に改める。	第八条の五の二中「同条第三項第三号、第四号及び第五号」を「同条第三項」に改める。

第八条の五の三中「第七条の二の二」を「第七条の二の二第一項から第三項まで」に改め、「及び環境

省令で定める書面」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第八条の五の四 第七条の二第三項の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第六条第一項第一号イの環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「産業廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、同項第一号ハ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号中「船舶」とあるのは「運搬車」と、同項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同項第四号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同号ハ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第五号中「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と読み替えるものとする。

第八条の六及び第八条の七中「された」を「される」に改め、「規定による」を削る。

第八条の八中「規定による」を削る。

第八条の九及び第八条の十一中「された」を「される」に改め、「規定による」を削る。

第八条の十三の次に次の五条を加える。

(特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる特別管理産業廃棄物)

第八条の十三の二 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める特別管理産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる特別管理産業廃棄物とする。

(特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第八条の十三の三 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法第十四条の四第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管

二 法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第八条の規定による届出に係る

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(事前の届出を要しない場合)

第八条の十三の四 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。

(特別管理産業廃棄物の保管の届出)

第八条の十三の五 法第十二条の二第三項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地

ロ 面積

ハ 保管する特別管理産業廃棄物の種類

二 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限

亦 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

三 保管の開始年月日

2 前項の届出書については、第八条の二の四第二項の規定を準用する。

(準用)

第八条の十三の六 第八条の二の五の規定は法第十二条の二第三項後段の規定による届出について、第八条の二の六の規定は法第十二条の二第三項前段の規定による届出をした事業者について、第八条の二の七の規定は法第十二条の二第四項の規定による届出について準用する。この場合において、第八条の二の五第一項中「様式第二号の五」とあるのは「様式第二号の十一」と、同条第二項中「前条第一項第二号イ又はロ」とあるのは「第八条の十三の五第一項第二号イ又はロ」と、第八条の二の六中「様式第二号の六」とあるのは「様式第二号の十二」と、第八条の二の七第一項中「様式第二号の四」とあるのは「様式第二号の十」と、同項第二号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同号二中「積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限」とあるのは「特別管理産業廃棄物に係る積替

えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」と読み替えるものとする。

第八条の十四及び第八条の十五中「第十二条の二第三項の規定による」を「第十二条の二第五項の」に改める。

第八条の十六の二中「第六条の二第三号」を「第六条の二第四号」に改める。

第八条の十六の三中「第六条の二第三号ホ」を「第六条の二第四号ヘ」に改める。

第八条の十六の四中「第六条の二第四号」を「第六条の二第五号」に改める。

第八条の十七中「第十二条の二第七項の規定による」を「第十二条の二第九項の」に改める。

第八条の十七の二中「第十二条の二第八項」を「第十二条の二第十項」に、「次のとおり」を「次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出すること」に改め、同条各号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 計画期間

三 当該事業場において現に行つてゐる事業に関する事項

四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

第八条の十七の三中「第十二条の二第九項」を「第十二条の二第十一項」に、「様式第二号の五」を「様式第二号の十四」に改める。

第八条の十七の四中「第十二条の二第十項」を「第十二条の二第十二項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に、「及び同条第九項」を「の提出又は同条第十一項」に、「の内容を一年間公衆の縦覧に供する」を「を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表する」に改める。

第八条の十八第一項中「第十二条の二第十二項」を「第十二条の二第十四項」に改め、「規定による」

を削り、同項の表を次のように改める。

運搬	1 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

第八条の十八第三項中「第十二条の二第十二項」を「第十二条の二第十四項」に改める。

第八条の十九中「第十五条の四の六第二項」を「第十五条の四の七第二項」に改め、同条第二号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第八条の二十第六号を削る。

第八条の二十一第二項中「様式第二号の六」を「様式第二号の十五」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(管理票交付者が交付した管理票の写しの保存期間)

第八条の二十一の二 法第十二条の三第二項の環境省令で定める期間は、五年とする。

第八条の二十四及び第八条の二十三中「第十二条の三第二項」を「第十二条の三第三項」に改める。

第八条の二十五の二中「第十二条の三第三項前段若しくは第四項」を「第十二条の三第四項前段若しく

は第五項」に、「同条第二項後段」を「同条第三項後段」に、「すべて」を「全て」に改める。

第八条の二十五の三中「第十二条の三第四項」を「第十二条の三第五項」に改める。

第八条の二十六の見出し中「の管理票」を「が送付を受けた管理票」に改め、同条中「第十二条の三第五項」を「第十二条の三第六項」に改める。

第八条の二十七中「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第七項」に、「令第二十七条に規定する市」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市若し

くは同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市又は吳市、大牟田市若しくは佐世保市」に改める。

第八条の二十八中「第十二条の三第七項」を「第十二条の三第八項」に改め、同条第一号中「第十二条の三第二項前段又は第三項前段」を「第十二条の三第三項前段又は第四項前段」に改め、同条第二号中「第十二条の三第四項」を「第十二条の三第五項」に改める。

第八条の二十九中「第十二条の三第七項」を「第十二条の三第八項」に、「前条に規定する期間が経過した日から三十日以内」を「次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限まで」に改め、同条に次の表を加える。

区分	報告期限
前条に規定する期間内に法第十二条の三第三項から第五項まで又は第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき	前条に規定する期間が経過した日から三十日以内
法第十二条の三第三項から第五項まで又は第十二条の五第五項の規定に規定する	当該管理票の写し

		事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき	の送付を受けた日
	虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき	虚偽の記載のある ことを知つた日か	から三十日以内
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合に おいて、産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に引き渡 した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄 物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第三 項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき	当該通知を受けた 日から三十日以内	から三十日以内	から三十日以内
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合に おいて、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業 廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者に引き渡した産業廃棄	当該通知を受けた 日から三十日以内	から三十日以内	から三十日以内

物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき

第八条の三十中「第十二条の三第八項」を「第十二条の三第九項」に改める。

第八条の三十の二中「第十二条の三第九項」を「第十二条の三第十項」に改める。

第八条の三十一の二中「第十五条の四の六第二項」を「第十五条の四の七第二項」に改める。

第八条の三十四の二中「第十二条の三第三項前段若しくは第四項」を「第十二条の三第四項前段若しくは第五項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第八条の三十四の五中「同条第二項後段」を「同条第三項後段」に、「すべて」を「全て」に改める。

第八条の三十八中「前条に規定する期間が経過した日から三十日以内」を「次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限まで」に改め、同条に次の表を加える。

区分	報告期限
法第十二条の五第九項の規定による通知を受けたとき	前条に規定する期

		法第十二条の五第四項の規定により通知を受けた同条第二項又は第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき	間が経過した日から三十日以内
		法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき	三十日以内
法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業	内	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業	法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業

廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとによる通知を受けた日から三十日以内

第九条の二第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日）

第九条の二第一項第八号中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同条第二項第六号中「損益計算書」の下に「株主資本等変動計算書、個別注記表」を加え、同項第十二号中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同項に次の一号を加える。

十五 申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を

受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

第九条の二第三項中「次の各号のいずれにも該当」を「次条各号に掲げる基準に適合」に改め、「、第四号、第六号及び第八号に掲げる書類」を「及び第六号に掲げる書類並びに同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為」に改め、「及び第四号」を削り、各号を削り、同条第四項中「事業年度」の下に「（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）」を加え、同条第五項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の十五第三項」を「第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいいう。）において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

イ 法第七条の三、第九条の二、第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令

ロ 法第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定による許可の取消し

ハ 法第九条の八第九項（法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第十項（法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）、第九条の十第七項（法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあつては從前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項

更新すべき場合

イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（①、④）

変更の都度（⑤）

又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む

に掲げる事項に

ついては一年に

一回以上)

(1) 名称

(2) 事務所又は事業場の所在地

(3) 設立年月日

(4) 資本金又は出資金

(5) 代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」と

いう。）の氏名及び就任年月日

(6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若

しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るも

のを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容

□ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を
変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）

変更の都度

八 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項

若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要

二 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第

一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し

ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項

(1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況

(2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行つ産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）及び積替えのための

保管上限

変更の都度

変更の都度

変更の都度（1)

に掲げる事項について
は一年に
一回以上

へ 情報をインターネットを利用して方法により公表する日（当該情報を更新する場合にあつては、更新する日。以下「情報公表日」という。）の属する月の前々月までの三年間（以下「直前三年間」という。）の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項

(1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量

(2) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量

ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表

、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

チ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法

リ 業務を所掌する組織及び人員配置

は一年に一回以

変更の都度

員配置について

変更の都度（人

上)

ヌ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の変更の都度

公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度

三 その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している

旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関（平成十年三月三十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）による認証を受けていること。

四 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。

五 直前三年の各事業年度のうちいづれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。

六 直前三年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額

を加えて得た額（以下「経常利益金額等」という。）の平均額が零を超えること。

七 法人税等（法人税、消費税、住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

八 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場（特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場（法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第一項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

第十条の二中「様式第七号」の下に「（令第六条の九第二号に掲げる者にあつては、様式第七号の二）」を加える。

第十条の四第一項第四号を削り、同項第五号中「いう。」の下に「次条、第十条の十六の二、第十二条

の七の八、第十二条の七の十三、」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあつては、申

請年月日）

第十条の四第二項に次の一号を加える。

九 申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

第十条の四第三項中「次の各号のいずれにも該当する」を「次条各号に掲げる基準に適合する」に、「第四号及び第六号」を「及び第四号」に、「並びに第八号」を「並びに同項第八号」に、「書類のうち」を「書類（）」に、「及び第八号に掲げる書類」を「に掲げる書類及び同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為に限る。」に改め、各号を削り、同条第四項中「事業年度」の下に「（申請者が令第六

条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度」を加え、同条第五項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項」を「第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第十条の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分を受けていないこと。

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

イ

申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項 (1)、(4)

又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む

に掲げる事項については一年に

ついては一年に

一回以上)

(1) 名称

(2) 事務所又は事業場の所在地

(3) 設立年月日

(4) 資本金又は出資金

(5) 代表者等の氏名及び就任年月日

(6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若

しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るもの

のを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容

□ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を
変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）

変更の都度 (5)	変更の都度
	変更の都度

八 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項

若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事

業に関するものを含む。）の概要

二 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第

一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては

当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十

四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し

亦 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げ

る事項

(1) 設置場所

(2) 設置年月日

(3) 当該施設の種類

(4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含

変更の都度

変更の都度

有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

(5) 処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、

埋立地の面積及び埋立容量）

(6) 処理方式

(7) 構造及び設備の概要

(8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し

ヘ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図

ト 情報公表日の属する月の前々月までの一年間（以下「直前一年間」という。）において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含

一年に一回以上	変更の都度
---------	-------

む。)

(1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量

(2) 当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量

(3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量

(4) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業
廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処
分方法

(5) 当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び

当該持出先における当該物の利用方法

チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する

次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、

当該石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）

(1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量

一年に一回以上

(2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量

(3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量

リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。）

(1) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二条及び第十三条の二に掲げる

施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）

） 第十二条の七の二第一号ハ及びニに掲げる事項

(2) 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三条の二に掲げる施設（ガス

化改質方式の焼却施設に限る。） 第十二条の七の二第二号ハ及びニに掲

げる事項

(3) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二条及び第十三条の二に掲げる

一年に一回以上

施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。） 第十二条の七の二第三号ハ
及び二に掲げる事項

(4) 令第七条第十一号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第四号ハからへ
までに掲げる事項

(5) 令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 第十二条の七の二第
五号ハから亦までに掲げる事項

(6) 令第七条第十四号イに掲げる施設 第十二条の七の二第六号口からへま
でに掲げる事項

でに掲げる事項

(7) 令第七条第十四号口に掲げる施設 第十二条の七の二第七号口からへま

でに掲げる事項

(8) 令第七条第十四号ハに掲げる施設 第十二条の七の二第八号口からりま

でに掲げる事項

又 直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの

一年に一回以上

力 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度	変更の都度(人員配置について) は一年に一回以上	一年に一回以上	熱回収により得られた熱量(当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量)及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量

三 その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関による認証を受けていること。

四 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。

五 直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

六 直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。

七 法人税等を滞納していないこと。

八 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしてすること。

第十条の六中「様式第九号」の下に「（令第六条の十一第二号に掲げる者にあつては、様式第九号の二）」を加える。

第十条の六の三を第十条の六の六とする。

第十条の六の二中「第十四条第十三項の規定による」を「第十四条第十五項の」に改め、同条第一号中「第八条の二第一号」を「第八条の二の八第一号」に改め、同条を第十条の六の五とする。

第十条の六の次に次の三条を加える。

(産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)

第十条の六の二 法第十四条第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。

二 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなつたこと。

三 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなつたこと。

四 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したこ

とにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなつたこと。

五 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るもの）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るもの）に該当するに至つたこと。

六 法第十四条の三の規定による命令を受けたこと。

七 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の三の規定による許可の取消しを受けたこと。

八 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の二の七、第十九条の三又は第十九条の五第一項の規定による命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。

（法第十四条第十三項の規定による通知の手続）

第十条の六の三 法第十四条第十三項の規定による通知は、前条各号に掲げる事由が生じた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付してしなければならない。

一 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、
代表者の氏名

二 前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容

(通知の写しの保存期間)

第十条の六の四 法第十四条第十四項の環境省令で定める期間は、五年とする。

第十条の七中「第十四条第十四項ただし書の規定による」を「第十四条第十六項ただし書の」に改め、「令第六条第一項第三号イに規定する」を削る。

第十条の八第一項の表以外の部分中「第十四条第十五項」を「第十四条第十七項」に改め、「規定による」を削り、「産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項」を「事項」に改め、同条第三項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十七項」に改める。

第十条の九第二項中「第九条の二第二項」の下に「(第十五号に係る部分を除く。)」を、「係る事業」との下に「、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第四項中「(申請者
が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする

者である場合にあつては、直前の二事業年度)に係る」とあるのは「に係る」と「(第十条の九第二項)」、「(この項)及び「、それぞれ」を削り、同条第三項中「第十条の四第二項」の下に「(第
九号に係る部分を除く。)」を加え、「係る事業」との下に「、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の四の二各号」と、同条第四項中「(申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度)に係る」とあるのは「に係る」と「(第十条の九第三項)」、「(この項)及び「、それぞれ」を削る。

第十条の十第一項第二号口中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同項に次の一号を加える。

七 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第十四条第一項の許可(当該都道府県知事による同項の許可を除く。第三項において「積替え許可」という。)の有無第十条の十第三項に次の一号を加える。

六 第一項第七号に掲げる事項の変更の届出（新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。）については、当該積替え許可に係る第十条の二に規定する許可証の写し

第十条の十の二を第十条の十の三とする。

第十条の十の次に次の一条を加える。

第十条の十の二 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第十条の二又は第十条の六に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

第十条の十二第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあつては、申

請年月日）

第十条の十二第二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項第十五号中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第四項中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「法第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と読み替えるものとする。

第十条の十二の次に次の二条を加える。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の十二の二 令第六条の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条の四第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分を受けていないこと。

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第

六条の十三第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
(1) 名称	変更の都度(5)に掲げる事項について(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。
(2) 事務所又は事業場の所在地	変更の都度(5)に掲げる事項について(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。
(3) 設立年月日	ついては一年に一回以上)
(4) 資本金又は出資金	
(5) 代表者等の氏名及び就任年月日	
(6) 事業(他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若	

しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るも

のを含む。以下この表及び第八号において同じ。) の内容

□ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を
変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）

八 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項

若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事
業に関するものを含む。）の概要

二 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第
一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては
、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十
四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し

ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項

(1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況

変更の都度 (1)
に掲げる事項に

変更の都度
変更の都度

			(2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類及び特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限	ついては一年に 一回以上)
			ヘ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に関する次に掲げる事項	一年に一回以上
		(1) 特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量		
		(2) 特別管理産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量		
		ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表		
		、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表		
		チ 事業者がその特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法		
		リ 業務を所掌する組織及び人員配置		
員配置について	変更の都度(人)	変更の都度	一年に一回以上	

は一年に一回以

上)

又 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度

変更の都度

三 その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している

旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関による認証を受けていること。

四 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。

五 直前三年の各事業年度のうちいづれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

六 直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。

七 法人税等を滞納していないこと。

八 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしてい

ること。

第十条の十四中「様式第十三号」の下に「（令第六条の十三第二号に該当する者にあつては、様式第十
三号の二）」を加える。

第十条の十六第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ
第七号の次に次の一号を加える。

八 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている
場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしていいる場合にあつては、申
（請年月日）

第十条の十六第二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処
分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「令第六条の十一第
二号」とあるのは「令第六条の十四第二号」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第
七項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十六の二第一号」と、同条第三項中「次条各号」とあ

るのは「第十条の十六の二各号」と、同条第四項中「令第六条の十一第二号」とあるのは「令第六条の十四第二号」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「第五号」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。

第十条の十六の次に次の一条を加える。

(特別管理産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の十六の二 令第六条の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分を受けていないこと。

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項

イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項 (1)、(4)

又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む

。)

(1) 名称

(2) 事務所又は事業場の所在地

(3) 設立年月日

(4) 資本金又は出資金

(5) 代表者等の氏名及び就任年月日

(6) 事業 (他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若

しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るも

のを含む。以下この表及び第八号において同じ。) の内容

ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容 (事業の内容を

更新すべき場合

変更の都度 (5)

に掲げる事項に

ついては一年に

一回以上

変更の都度

変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。)

八 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項

若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要

二 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項

一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては

当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十

四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し

ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項

(1) 設置場所

(2) 設置年月日

(3) 当該施設の種類

変更の都度

変更の都度

	(4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
(5)	処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地の面積及び埋立容量）
(6)	処理方式
(7)	構造及び設備の概要
(8)	当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し
ヘ 業廃棄物の処理工程図	事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図
ト 直前一年間において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含む。）	一年に一回以上
(1) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量	変更の都度

		(2) 当該特別管理産業廃棄物の処分方法ごとの処分量
	(3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該特別管理産業廃棄物の保管量	
	(4) 当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法	
	(5) 当該特別管理産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法	
チ	直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に関する次に掲げる事項	
	(1) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量	
	(2) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量	
	(3) 当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量	

リ

一年に一回以上

する情報（次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。）

- (1) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）第十二条の七の二第一号ハ及びニに掲げる事項
- (2) 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）第十二条の七の二第二号ハ及びニに掲げる事項
- (3) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）第十二条の七の二第三号ハ及びニに掲げる事項
- (4) 令第七条第十一号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第四号ハからヘ

までに掲げる事項

(5) 令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 第十二条の七の二第二

五号ハから亦までに掲げる事項

(6) 令第七条第十四号イに掲げる施設 第十二条の七の二第六号口からへま

でに掲げる事項

(7) 令第七条第十四号ロに掲げる施設 第十二条の七の二第七号口からへま

でに掲げる事項

(8) 令第七条第十四号ハに掲げる施設 第十二条の七の二第八号口からりま

でに掲げる事項

又 一直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの
熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合に
あつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得
た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量

一年に一回以上

ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表 一年に一回以上

損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

ヲ 事業者がその特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支

払う料金を提示する方法

ワ 業務を所掌する組織及び人員配置

変更の都度

変更の都度（人員配置について
は一年に一回以上）

力 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の
公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度

変更の都度

上)

三

その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している

旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関による認証を受けていること。

四 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。

五 直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

六 直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。

七 法人税等を滞納していないこと。

八 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

第十条の十八中「様式第十五号」の下に「（令第六条の十四第二号に該当する者にあつては、様式第十
五号の二）」を加える。

第十条の十八の二中「第十四条の四第十三項の規定による」を「第十四条の四第十五項の」に改め、同
条を第十条の十八の五とし、第十条の十八の次に次の三条を加える。

（特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の十八の二 法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 事業の用に供する特別管理産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する特別管理産業廃棄物の数量が特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限に達したこと。

二 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなつたこと。

三 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の処分を行うことができなくなつたこと。

四 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなつたこと。

五 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るもの）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るもの）に該

当するに至つたこと。

六 法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による命令を受けたこと。

七 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の三の規定による許可の取消しを受けたこと。

八 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の二の七、第十九条の三又は第十九条の五第一項の規定による命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する特別管理産業廃棄物の数量が特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限に達したこと。

(法第十四条の四第十三項の規定による通知の手続)

第十条の十八の三 法第十四条の四第十三項の規定による通知は、前条各号に掲げる事由が生じた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容

(通知の写しの保存期間)

第十条の十八の四 法第十四条の四第十四項の環境省令で定める期間は、五年とする。

第十条の十九中「第十四条の四第十四項ただし書の規定による」を「第十四条の四第十六項ただし書の」に改める。

第十条の二十中「第十四条の四第十五項の規定による」を「第十四条の四第十七項の」に改める。

第十条の二十一第一項の表以外の部分中「第十四条の四第十六項」を「第十四条の四第十八項」に改め、「規定による」を削り、「特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項」を「事項」に改め、同条第三項中「第十四条の四第十六項」を「第十四条の四第十八項」に改める。

第十条の二十二第二項中「第九条の二第二項」の下に「（第十五号に係る部分を除く。）」を加え、「

同条第二項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表へ及びホ中「産業廃棄物収集運搬業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業」と、同号表へ中「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同号表チ及

び又中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」を「同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第四項中「（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る」とあるのは「に係る」に改め、「「第十条の二十二第二項」とあるのは「この項」と」及び「、それぞれ」を削り、同条第三項中「第五号」の下に「及び第九号」を加え、「、第六号」を「中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第六号に、「同条第三項第一号中「法第十四条第六項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表ハ、ホ及びル中「産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物処分業」と、同号表ヘ中「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と、同号表ト、リ、ヌ及びワ中の「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」を「同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第四項中「（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る」

とあるのは「に係る」」に改め、「、「第十条の二十二第三項」とあるのは「この項」と「を削り、「それぞれ」を「第十条の十六第三項中「前項」とあるのは「第十条の二十二第三項において読み替えて準用する第十条の四第二項（第五号及び第九号に係る部分を除く。）から第六項まで」と」に改める。

第十条の二十三第一項中「規定による」を削り、同項第二号口中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同項に次の一号を加える。

八 特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の特別管理産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第十四条の四第一項の許可（当該都道府県知事による同項の許可を除く。第三項において「積替え許可」という。）の有無

第十条の二十三第三項に次の一号を加える。

七 第一項第八号に掲げる事項の変更の届出（新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。）については、当該積替え許可に係る第十条の十四に規定する許可証の写し第十条の二十三の次に次の一条を加える。

第十条の二十三の二 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第十条の十四又は第十条の十八に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

第十一条第五項中「規定による」を削り、同項第七号中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同条第六項第七号中「損益計算書」の下に「、株主資本等変動計算書、個別注記表」を加え、同項第十三号中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同条第八項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項」を「第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項」に改める。

第十二条中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十二条の二の二から第十二条の四までの規定中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。

第十二条の五中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(定期検査の申請)

第十二条の五の二 法第十五条の二の二第一項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二十号の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 許可の年月日及び許可番号

(定期検査の期間)

第十二条の五の三 法第十五条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、法第十五条の二第五項の検査を受けた日、直近において行われた法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条の二第五項の検査を受けた日又は直近において行われた法第十五条の二の二第一項の検査を受けた日のうちいずれ

か遅い日から五年三月以内とする。

(定期検査結果の通知)

第十二条の五の四 都道府県知事は、法第十五条の二の二第一項の検査を行つたときは、様式第二十号の三による検査の結果を通知する書面を交付するものとする。

第十二条の六中「第十五条の二の二」を「第十五条の二の三第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第九号中「措置」の下に「（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）」を加える。

第十二条の七中「第十五条の二の二」を「第十五条の二の三第一項」に改める。

第十二条の七の八中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に、「第十二条の七の三」を「第十二条の七の五」に改め、同条を第十二条の七の十八とする。

第十二条の七の七中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改め、同条を第十二条の七の十七とするとする。

第十二条の七の六中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改め、同条を第十二条の七の十六とする。

第十二条の七の四中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に、「に規定する環境省令」を「環境省令」に改め、同条第一号中「地方公共団体」の下に「（港務局を含む。）」を加え、同条を第十二条の七の六とし、同条の次に次の九条を加える。

（維持管理積立金の算定基準）

第十二条の七の七 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。

$$A = C \times L - T$$

この式において、A、C、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
- C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
- L 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月（当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定期業廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までの月数

L 埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数

T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定産業廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し、必要と認める場合には、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準を、次の式のとおりとすることができる。

$$H + s \times \alpha$$

$$A = C \times \frac{N}{T}$$

この式において、A、C、H、s、 α 、N及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額

H 当該年度の前年度までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量

S 当該年度の四月から九月（八月以前に埋立処分が終了する特定産業廃棄物最終処分場にあつ

ては、当該埋立処分を終了する月)までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量

a 前年度における当該特定産業廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況に基づいて都道府県知事が定める数

N 当該特定産業廃棄物最終処分場の埋立容量

T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

3 特定産業廃棄物最終処分場について法第十五条第一項の許可を受けた者（以下「特定産業廃棄物最終処分場の設置者」という。）は、前二項の算定基準において、埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額を差し引いた額以下の額を当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額に増額して積み立てができる。

4 第一項又は第二項の式により算定した数値が負数となるときは、当該年度の維持管理積立金の額は零とする。

5 第一項又は第二項の式により算定した数値に千未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

る。

(維持管理積立金に係る通知)

第十二条の七の八 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による都道府県知事の通知は、毎年度十二月三十一日までに、当該年度の四月一日において現に使用することができ、かつ、埋立処分が終了していない特定産業廃棄物最終処分場ごとに、特定産業廃棄物最終処分場の設置者が当該年度に積み立てなければならない維持管理積立金の額を算定し、当該特定産業廃棄物最終処分場の設置者に対し、その額及びその算定の基礎の概要を記載した文書を交付して行うものとする。

2 都道府県知事は、法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による通知をしたときは、速やかに、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 特定産業廃棄物最終処分場の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日及び許可番号

三 特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分が開始された年月及び埋立処分の終了予定年月

四 特定産業廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地の面積、埋立容量及び当該年度の前年度の残余の埋立容量並びに当該年度の四月から九月までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量

五 特定産業廃棄物最終処分場の設置者に対し通知した維持管理積立金の額及びその算定の基礎の概要
3 機構は、前項の通知に係る維持管理積立金の積立て及び取戻しの状況を、翌年度の六月三十日までに都道府県知事に対し通知しなければならない。

(維持管理積立金の積立期限)

第十二条の七の九 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による通知を受けた特定産業廃棄物最終処分場の設置者は、当該年度の二月二十八日までに、当該通知に係る額の金銭を機構に積み立てなければならない。

2 機構は、維持管理積立金を積み立てるべき特定産業廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金を前項の積立期限までに積み立てなかつたときは、速やかに、都道府県知事に対し、その旨を通知しなければならない。

(維持管理積立金の利息)

第十二条の七の十 法第十五条の二の四において準用する法第八条の五第五項の利息は、環境大臣の認可を受けて、機構が定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 法第十五条の二の四において準用する法第八条の五第五項の利息は、維持管理積立金の払渡しの日については、付さない。

(維持管理積立金の取戻し)

第十二条の七の十一 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第六項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第五項又は法第十五条の三の二第二項の規定により廃止の確認を受けた場合

二 当該年度の維持管理積立金について第十二条の七第一項又は第二項の式により算定した数値が負数となつた場合

三 特定産業廃棄物最終処分場に係る法第十五条第一項の許可が取り消された場合において、当該特定

産業廃棄物最終処分場について維持管理を行うとき

2 前項第一号に規定する場合において、特定産業廃棄物最終処分場の設置者又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者であつた者若しくはその承継人が取り戻すことができる額は、機構に積み立てられた維持管理積立金の全額（廃止の確認前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、残額）とする。

3 第一項第二号に規定する場合において、特定産業廃棄物最終処分場の設置者が取り戻すことができる額は、第十二条の七の七第一項又は第二項の式により算定した数値の絶対値の額とする。

4 前項の場合において、取り戻すことができる額の算定については、第十二条の七の七第五項の規定を準用する。

第十二条の七の十二 特定産業廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合又は前条第一項第三号に掲げる場合であつて、当該維持管理に要する期間が一年を超えるときは、一年ごとに、その一年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額（当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額が当該費用の額に満たない場合にあつては、当該維持管理積立金の額）に限り取り戻すことができる。

(取戻しの申請)

第十二条の七の十三 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第六項の規定により維持管理積立金を取り戻そうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日及び許可番号
 - 三 法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第四項の規定に基づく届出を行つた場合には、当該届出を行つた年月日
 - 四 特定産業廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地の面積及び埋立容量
 - 五 取り戻そうとする維持管理積立金の額及びその算定の基礎
 - 六 申請の理由
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 特定産業廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合にあつては、維持管理

の内容を記載した書面、経費の明細書及び維持管理を行うことを証する書面

二 第十二条の七の十一第一項第三号に掲げる場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書、維持管理を行うことを証する書面及び申請者が特定産業廃棄物最終処分場の設置者であつた者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定産業廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であつた者を含む。次条において「特定産業廃棄物最終処分場の旧設置者等」という。）であることを証する書面

（地位を承継した者に係る維持管理積立金の額の通知等）

第十二条の七の十四 都道府県知事は、法第十五条の四において読み替えて準用する法第九条の五第一項の許可若しくは法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項の規定による届出があつたときは、法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第七項の規定により維持管理積立金を積み立てたものとみなされた者に対し、積み立てたものとみなされた維持管理積立金の額を通知しなければならない。

2 特定産業廃棄物最終処分場の旧設置者等は、当該特定産業廃棄物最終処分場の維持管理を行うために

必要な範囲内において、機構に対し、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額を照会することができる。

(報告)

第十二条の七の十五 特定産業廃棄物最終処分場（当該年度の四月一日において埋立処分が終了しているものを除く。）について法第十五条第一項の許可を受けた者は、毎年度十月三十一日までに、当該特定産業廃棄物最終処分場に關し、次に掲げる事項を記載した様式第二十一号による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日、許可番号及び設置の場所
- 三 特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分が開始された年月及び埋立処分の終了予定年月
- 四 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号ハの規定により測定した特定産業廃棄物最終処分場の放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日

五 埋立処分を開始してから前年度の三月三十一日までに埋立処分された産業廃棄物の数量及び当該年度の四月から九月までに埋立処分された産業廃棄物の数量

六 特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後に行う維持管理の内容

七 前号の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要

第十二条の七の五を削る。

第十二条の七の三中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に、「規定による環境省令」を「環境省令」に、「埋立てた」を「埋め立てた」に改め、同条第七号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令

第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

第十二条の七の三を第十二条の七の五とする。

第十二条の七の二中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に改め、同条第一号口中「チに」を「リに」に改め、同号ハ中「及びト(1)」を「、ト(1)及びチ(1)」に改め、同号ニ中「及びト(2)」を「、ト(2)及びチ(2)」に改め、同条を第十二条の七の四とし、第十二条の七の次に次の二条を加える。

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 次に掲げる事項

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号ト、リ、ヲ及びツの規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行つた位置

(2) 当該測定の結果の得られた年月日

(3) 当該測定の結果

ハ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号又の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

二 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号又の規定による測定（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、前条第五項第二号口及びハの規定による測定を含む。）に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る排ガス（令第七条第十二号に掲げる施設に係る前条第五項第二号口及びハの規定による測定の場合にあつては、試料とする。以下この号において同じ。）を採取した位置
- (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果

二 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化

改質方式の焼却施設に限る。） 次に掲げる事項

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ(4)及び(6)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定を行つた位置

(2) 当該測定の結果の得られた年月日

(3) 当該測定の結果

ハ 前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ(7)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

二 前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ(9)の規定による測定に関する次に掲げる事項

(1) 当該測定に係るガスを採取した位置

(2) 当該測定に係るガスを採取した年月日

(3) 当該測定の結果の得られた年月日

(4) 当該測定の結果

三 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）次に掲げる事項

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ(2)及び(3)の規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定を行つた位置
- (2) 当該測定の結果の得られた年月日
- (3) 当該測定の結果

ハ 前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ(4)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

二 前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ(5)の規定に

による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
- (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果

四

令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設 次に掲げる事項
イ 処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

口 前条第十三項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定を行つた位置
- (2) 当該測定の結果の得られた年月日
- (3) 当該測定の結果及び前条第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度

ハ 前条第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
- (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果

二 前条第十三項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項

- (1) 当該試験に係る試料を採取した位置
- (2) 当該試験に係る試料を採取した年月日
- (3) 当該試験の結果の得られた年月日
- (4) 当該試験の結果

ホ 前条第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行つた年月日

ヘ 前条第十三項第十一号ニの規定による粉じんの除去を行つた年月日

五 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設

次に掲げる事項

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

口 前条第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、二及び亦(2)並びに第六号ニ、第十五項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ並びに第五号ニ及び亦並びに第十六項第三号ハ及び亦の規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定を行つた位置
- (2) 当該測定の結果の得られた年月日
- (3) 当該測定の結果

八 前条第十四項第二号ニ、第三号亦、第四号亦及びル、第五号ヘ並びに第六号ヘ及びヲ、第十五項第二号ヘ、第三号ヘ及びヲ、第四号又並びに第五号ト及びワ、第十六項第二号の規定によりその例によることとされる第十四項第三号亦並びに第十六項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る試料を採取した位置
- (2) 当該測定に係る試料を採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日

(4) 当該測定の結果

二 前条第十四項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号ヘの規定による粒子状の物質等の除去を行つた年月日

亦 前条第十四項第四号チ及び第六号リ並びに第十五項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項

- (1) 当該測定に係る生成ガスを採取した位置
- (2) 当該測定に係る生成ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果

六 令第七条の二に規定する令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

口 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

- (1) 当該水質検査に係る地下水等を採取した場所
- (2) 当該水質検査に係る地下水等を採取した年月日
- (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
- (4) 当該水質検査の結果

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令

第一条第二項第十一号の規定による措置に関する次に掲げる事項

(1) 当該措置を講じた年月日

(2) 当該措置の内容

二 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令

第一条第二項第十九号の規定による測定を行つた年月日及びその結果

ホ 最終処分基準省令第二条第二項第一号ハの規定による点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行つた年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると

認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第一号ホの規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると

認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

七 令第七条の二に規定する令第七条第十四号口に掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令

第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び

当該措置の内容

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令

第一条第二項第十九号の規定による測定を行つた年月日及びその結果

二 最終処分基準省令第二条第二項第二号ロの規定による検査に関する次に掲げる事項

(1) 当該検査の各月ごとの実施回数

(2) 当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日

ホ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ハ及びホの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(1) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所

(2) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日

(3) 当該水質検査の結果の得られた年月日

(4) 当該水質検査の結果

ヘ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ニ及びヘの規定による措置に関する次に掲げる事項

(1) 当該措置を講じた年月日

(2) 当該措置の内容

八 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令

第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び

当該措置の内容

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令

第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行つた年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた

年月日及び当該措置の内容

二 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令

第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号ロの規定によ

る水質検査に関する次に掲げる事項

- (1) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所
- (2) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日
- (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
- (4) 当該水質検査の結果

亦 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令

第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

- (1) 当該措置を講じた年月日
- (2) 当該措置の内容

ヘ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行つた年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

ト 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行つた年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

チ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行つた年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

リ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令

第一条第二項第十九号の規定による測定を行つた年月日及びその結果

(維持管理の状況に関する情報の公表)

第十二条の七の三 法第五十五条の二の三第二項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一 前条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ及び二(1)並びに第八号イに掲げる事項 翌月の末日

二 前条第一号ロ及び二、第二号ロ及び二、第三号ロ及び二、第四号ロから二まで、第五号ロ、ハ及びホ、第六号ロ及び二、第七号ハ及びホ並びに第八号ニ及びリに掲げる事項 当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

三 前条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ホ及びヘ、第五号ニ、第六号ホ(1)及びヘ(1)、第七号ロ(1)並びに第八号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

四 前条第六号ハ、亦(2)及びヘ(2)、第七号ロ(2)及びヘ並びに第八号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

五 前条第七号ニ(2)に掲げる事項 当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日
第十二条の八中「第十五条の二の五第一項ただし書」を「第十五条の二の六第一項ただし書」に改め、
同条第一号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「変更される」を「増大する」に改める。

第十二条の九第一項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。

第十二条の十中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改め、同条第六号ロ中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削る。

第十二条の十の二から第十二条の十一の三（見出しを含む。）までの規定中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改める。

第十二条の十一の五第一項中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同条第二項第二号イ中

「損益計算書」の下に「、株主資本等変動計算書、個別注記表」を加え、同号二中「法第十四条第五項第二号二に規定する」を削り、同項第三号中「法第十四条第五項第二号二に規定する」を削り、同条第三項中「前項第二号イ」を「第十二条の十一の十三第二項第二号イ」に、「、「第十二条の十一の五第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」を「、「第六項の」に、「第二項」を「第十二条の十一の十三第二項の」に改め、同条を第十二条の十一の十三とする。

第十二条の十一の四第一項中「法第十四条第五項第二号二に規定する」を削り、同条第二項第三号中「損益計算書」の下に「、株主資本等変動計算書、個別注記表」を加え、同項第九号中「法第十四条第五項第二号第二に規定する」を削り、同条第三項中「前項第三号」を「第十二条の十一の十二第二項第三号」に、「、「第十二条の十一の四第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」を「、「第六項の」に、「第二項」を「第十二条の十一の十二第二項の」に改め、同条を第十二条の十一の十二とし、第十二条の十一の三の次に次の八条を加える。

(旧設置者等による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第十二条の十一の四 第十二条の十一の二の規定は、法第十五条の三の二第二項の規定による産業廃棄物

の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者について準用する。

(熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第十二条の十一の五 法第十五条の三の三第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十五号の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 热回収施設（法第十五条の三の三第一項に規定する熱回収施設をいう。以下この条から第十二条の十一の七までにおいて同じ。）の設置の場所

三 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備に関する次に掲げる事項

イ 設備の種類及びその設備の能力

ロ 設備の位置、構造等の設置に関する計画

ハ 設備の維持管理に関する計画

四 当該熱回収施設における熱回収の内容に関する次に掲げる事項を記載した計画

イ 当該熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類

口 熱回収の方法

ハ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率

五 当該熱回収施設に係る法第十五条第一項の許可の年月日及び許可番号

2 前項の申請書については、第五条の五の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「前項第四号イからハまで」とあるのは「第十二条の十一の五第一項第四号イからハまで」と、同項第四号中「法第八条第一項」とあるのは、「法第十五条第一項」と読み替えるものとする。

(熱回収施設の技術上の基準)

第十二条の十一の六 法第十五条の三の三第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準並びに第十二条の二に規定する基準（当該熱回収施設に係るものに限る。）に適合していること。

二 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラーや発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設であるときは、発電機が設けられている

ことをもつて足りる。

三 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラーや熱交換器が設けられていること。

四 热回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

(熱回収施設を設置している者の能力の基準)

第十二条の十一の七 法第五条の三の三第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。

イ 第五条の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、十パーセント以上であること。

ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の三十パーセントを超えて燃料の投入を行わないこと。

二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

(認定熱回収施設設置者の認定の更新期間)

第十二条の十一の八 法第十五条の三の三第二項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(令第七条の三第一号口(2)の環境省令で定める場合及び数量)

第十二条の十一の九 令第七条の三第一号口(2)の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。

一 処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が基本数量を超えるときは、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量と基本数量に二分の一を乗じて得た数量とを合算した数量とする。

二 定期点検等の期間中に産業廃棄物を保管する場合は、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に三分の一を乗じて得た数量とを合算した数量とする。

三 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別され

たものに限る。) の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に二十八(アスファルト・コンクリートの破片にあつては、七十) を乗じて得られる数量とする。

四 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において廃タイヤを十一月から翌年三月までの間保管する場合は、当該処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に六十を乗じて得られる数量とする。

五 使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に令第六条第一項第二号口(1)の規定によりその例によることとされる令第三条第一号リ(2)(ロ)に規定する高さを超えない限りにおいて保管することができる数量とする。

2 前項第二号に掲げる場合において、当該定期点検等が終了した日に保管されていた当該産業廃棄物の数量が基本数量を超えていたときにおける当該保管する産業廃棄物の数量については、当該定期点検等が終了した日の翌日から起算して六十日間に限り、当該現に保管されていた数量を超えない数量とする。

(熱回収施設の認定証)

第十二条の十一の十 都道府県知事は、法第十五条の三の三第一項の認定をしたときは、様式第二十五号の三による認定証を交付しなければならない。

(準用)

第十二条の十一の十一 第五条の五の十の規定は令第七条の四において読み替えて準用する令第五条の五の規定による届出について、第五条の五の十一の規定は法第十五条の三の三第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第五条の五の十第一項中「届出書」とあるのは「様式第二十五号の四による届出書」と、第五条の五の十一第一項中「報告書」とあるのは「様式第二十五号の五による報告書」と読み替えるものとする。

第十二条の十二第三項中「、「第十二条の十二第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」を「、「第六項の」に、「第二項」を「第二項の」に改める。

第十二条の十二の三を次のように改める。

第十二条の十二の三 削除

第十二条の十二の五中「規定による」を削り、同条第二号中「第十二条の十二の三において準用する第

六条の三第一項第二号ハの規定により申請書に記載された」を「第十二条の十二の七において準用する第六条の六の二第一号の事業計画に記載した」に改める。

第十二条の十二の六中「規定による」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 次条において準用する第六条の六の二第一号の事業計画に記載した処理能力を有すること。

第十二条の十二の七中「第六条の六の二」を「第六条の六」に改め、「産業廃棄物について」の下に「第六条の六の二の規定は法第十五条の四の二第二項の環境省令で定める書類について、第六条の六の三の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について」を加え、「令第七条の三において準用する令第五条の五」を「法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項」に、「第六条の八の規定は令第七条の三において準用する法第九条の六の規定による」を「第六条の七の二の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更について、第六条の八の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第八項の規定による変更の届出について、第六条の九の規定は令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する」に、「第六条の九から第六条の十一まで」を「第六条の十及び第六条の十一」に、「第七条の三において準用

する令第五条の七」を「第七条の六において準用する令第五条の八」に、「第六条の五第四号及び第六条の六第二号」とあるのは、「第六条の四第四号及び前条第二号」とあるのは」に、「読み替える」を「、第六条の六の二第一号及び第二号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、同条第八号中「法第七条第五項第四号イからヌまで」とあるのは「法第十四条第五項第二号イからヘまで」と、同条第十一号中「第六条の四第六号」とあるのは「第十二条の十二の五第六号」と、同条第二十一号中「第六条の二」とあるのは「第十二条の十二の二」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第六条の七第二項第一号中「令第五条の七」とあるのは「令第七条の六において準用する令第五条の七」と、第六条の七の二第一号中「第六条の六の二第一号」とあるのは「第十二条の十二の七において準用する第六条の六の二第二号」と、「法第九条の八第六項」とあるのは「法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項」と、第六条の八第二項第一号中「法第九条の八第二項第一号」とあるのは「法第十五条の四の二第二項第一号」と、第六条の八第二項第二号中「前条」とあるのは「第十二条の十二の七において準用する前条」と、「令第五条の七」とあるのは「令第七条の六において準用する令第五条の七」と、第六条の九第三号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第六条の十第二項中「法第九条の八第一

項」とあるのは「法第十五条の四の二第一項」と、「令第五条の七」とあるのは「令第七条の六において準用する令第五条の七」と、第六条の十二中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替える」に改める。

第十二条の十二の十中「規定による」を削り、同条第四号中「第九条の九第六項」を「第九条の九第九項」に改める。

第十二条の十二の十二中「規定による」を削り、同条第二号ハ中「第十五条の二の五第一項」を「第十五回の二の六第一項」に改める。

第十二条の十二の十三中「規定による環境省令で定める書類」を「環境省令で定める書類」に、「第六条の十九」を「第六条の十九第一項」に、「令第七条の五において準用する令第五条の八の」を「法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項の」に、「令第七条の五において準用する令第五条の八ただし書の規定による」を「法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項ただし書の」に改め、「変更について」の下に「、第六条の二十一の二の規定は法第十五条の四の三第三項において読み替えて準用する法第九条の九第八項の規定による変更の届出について」を加え、「第七条の

一項第一号ヲ」を「第六条の十八第一号ヲ」に改め、同表第六条の二十一第八号及び第九号の項の次に次のように加える。

第六条の二十一の二	令第五条の九	令第七条の八において準用する令第五条の九
第二項	第六条の十八各号	第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十八各号

第十二条の十二の十三の表第六条の二十三第二項の項を削り、同表第六条の二十三第三項の項中「第六条の二十三第三項」を「第六条の二十三第二項」に改める。

第十二条の十二の十九中「第六条の二十四の九の規定は」の下に「法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第九条の十第六項の環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十の規定は「を加え、「に規定する調査の結果を記載した」を「の」に、「第六条の二十四の十」を「第六条の二十四の十一」に、「第六条の二十四の十一」を「第六条の二十四の十二」に、「規定による環境省令」を「環境省令」に、「第六条の二十四の十二」を「第六条の二十四の十三」に、「第七条の七」を「第七条の十」に、「の規定による認定証」を「に規定する認定証」に、「第六条の二十四の十三から第六条の二十

四の十五まで」を「第六条の二十四の十四及び第六条の二十四の十五」に改め、同条の表中第六条の二十一の八第三項第八号の項、第六条の二十四の八第四項第九号の項及び第六条の二十四の八第四項第十八号の項を削り、第六条の二十四の八第五項の項を次のように改める。

第六条の二十四の九	法第七条第五項第 第一項第一号	法第十四条第五項第二号ハ 四号チ
第六条の二十四の九	令第四条の七 第一項第四号	令第六条の十 第六条の十二の十九の表第六条の二十四の九第一項第一号の項の次に次のように加える。
第六条の二十四の九	前条第四項第四号 第一項第五号	第十二条の十二の十九において読み替えて準用する前条第 四項第四号
第六条の二十四の九	前条第一項第三号	第十二条の十二の十九において準用する前条第一項第三号
第六条の二十四の九	前条第一項第四号	第十二条の十二の十九において準用する前条第一項第四号

第六条の二十四の九	第一項第五号ハ	第六条の二十四の九	第六条の二十四の九	第六条の二十四の九
法第九条の十第一	前条第二項各号	法第九条の十第六	法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法	法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法
法第十五条の四の四第一項	項	法第九条の十第二	法第十五条の四の四第一項	法第十五条の四の四第一項
第六条の二十四の九	第三項第一号	前条第四项第二号	法第十五条の四の四第二項第一号	法第十五条の四の四第二項第一号
法第九条の十第一	第三項第三号ハ	第六条の二十四の九	第六条の二十四の九	第六条の二十四の九
法第十五条の四の四第一項	項	法第十五条の四の四第一項	法第十五条の四の四第一項	法第十五条の四の四第一項
第六条の二十四の九	第三項第三号ト及び	第六条の二十四の九	第六条の二十四の九	第六条の二十四の九
法第九条の十第一	チ	法第九条の十第一	法第九条の十第一	法第九条の十第一
法第十五条の四の四第一項		法第十五条の四の四第一項	法第十五条の四の四第一項	法第十五条の四の四第一項

第三項第四号亦及び

項

ヘ

第六条の二十四の九	前条第四項第二号	第十二条の十二の十九において準用する前条
第三項第五号		

第十二条の十二の十九の表第六条の二十四の十の項中「第六条の二十四の十一」を「第六条の二十四の十一」に改め、同表第六条の二十四の十三第二項の項から第六条の二十四の十五第二項及び第六条の二十四の十六第二項の項までを削る。

第十二条の十二の二十第一項第四号及び第五号中「排出した」を「生じた」に改め、同項第六号中「国内における」を「輸入の相手国から本邦までの」に、「（輸入の相手国から本邦までの運搬を行う者を含む。）」を「及び国内における運搬を行う者」に、「当該運搬を行う者」を「当該者」に改め、同項中第十号を第十二号とし、同項第九号中「その」を「当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 申請者が当該廃棄物の国内における処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあつては

当該廃棄物を国内において処分する理由

第十二条の十二の二十第一項第八号中「申請者」を「前号の処分を行う者」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 当該廃棄物の国内における処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十二条の十二の二十第二項中「から第九号まで（第三号を除く。）に規定する」を「、第二号及び第四号から第十一号までに掲げる」に改め、「一括して」を削り、「輸入の許可」を「輸入の一括許可」に改め、「この条において」を削り、「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第一号中「から第九号まで（第三号を除く。）」を「、第二号及び第四号から第十一号まで」に改め、同項第三号中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項第三号中「申請者」を「当該廃棄物の国内における処分を行う者」に、「産業廃棄物処分業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証」を「第十条の六又は第十条の十八に規定する許可証」に改め、同項第四号中「申請者が産業廃棄物処理施設を有する者である場合には、産業廃棄物処理施設設置許可証」を「第一項第九号に規定する施設が産業廃棄物処理施設であ

る場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る第十二条の五に規定する「許可証」に改め、同項第六号中「排出した」を「生じた」に改め、同条第四項中「受けた後」を「受けた者は」に、「を変更」を「の変更」に、「輸入」を「許可の有効期間内の当該廃棄物の輸入」に改め、「輸入する」の下に「当該」を、「上限の」の下に「変更であつて、当該上限について」を加え、「変更に」を「増減を伴うものに」に、「する必要が生じた」を「をしようとする」に、「様式第三十五号」を「様式第二十九号の二」に改め、同項第二号中「を受けた年月日」を「の年月日」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第十二条の十二の二十二を削り、第十二条の十二の二十一を第十二条の十二の二十二とし、第十二条の十二の二十の次に次の一条を加える。

(報告)

第十二条の十二の二十一 法第十五条の四の五第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処分が終了したとき（輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号の三による報告書を環境

大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該許可の年月日及び許可番号
- 三 当該廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸入した数量（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）
- 四 当該廃棄物の輸入の相手国から本邦までの運搬を行つた者及び当該廃棄物の国内における運搬を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号
- 五 当該廃棄物の国内における処分を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号

六 当該廃棄物の国内における処分を行つた施設の種類及び設置場所

七 当該廃棄物を輸入した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した年月日）

八 当該廃棄物の処分が終了した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの当該輸入に係る廃棄物の処分が終了した年月日）

2 前項の報告書には、当該廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行われた廃棄物の個別の輸入ごとの当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したこと（前項の報告書に添付したことを証する書面）を添付しなければならない。

第十二条の十二の二十五第一項第四号中「排出した」を「生じた」に改め、同項第八号中「最終処分場」を「廃棄物の最終処分場」に、「及び構造並びに」を「並びに構造及び」に改め、同項第九号中「前号の」を「前号に規定する」に改め、同項第十号中「放流水」を「第八号に規定する施設に係る放流水」に改め、同条第二項中「から第十号まで（第三号を除く。）に規定する」を「、第二号及び第四号から第十号までに掲げる」に改め、「一括して」を削り、「輸出の確認」を「輸出の一括確認」に改め、「この条

」の下に「及び次条」を加え、「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第一号中「から第十号まで（第三号を除く。）」を「第二号及び第四号から第十号まで」に改め、同項第三項第四号中「排出した」を「生じた」に改め、同項第五号中「の運搬施設」を「に規定する運搬施設」に、「の施設」を「に規定する施設」に改め、同項第六号中「の運搬施設」を「に規定する運搬施設」に、「の施設」を「に規定する施設」に、「最終処分場」を「当該施設が廃棄物の最終処分場である場合」に改め、同項第七号中「の施設」を「に規定する施設」に、「最終処分場」を「廃棄物の最終処分場」に改め、同項第八号中「の施設」を「に規定する施設」に改め、同項第四項中「受けた後」を「受けた者は」に、「を変更」を「の変更」に改め、「限る。」の下に「確認の有効期間内の当該産業廃棄物の」を、「輸出する」の下に「当該」を、「上限の」の下に「変更であつて、当該上限について」を加え、「変更に限る。」する必要が生じた」を「増減を伴うものに限る。」をしようとする」に、「様式第三十七号」を「様式第三十一号」に改め、同項第二号中「を受けた」を「の」に改め、同項第五項及び第六項を削る。

第十二条の十二の二十七を第十二条の十二の二十八とし、第十二条の十二の二十六を第十二条の十二の二十七とし、第十二条の十二の二十五の次に次の一条を加える。

(報告)

第十二条の十二の二十六 法第五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十二号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該確認の年月日及び確認番号

三 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五 当該産業廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）

六 当該産業廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了した年月日）

2 前項の報告書には、当該産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したこと（輸出の一括確認を受けた者に証する書面）を添付しなければならない。

第十二条の三十中「様式第三十一号」を「様式第三十三号」に改める。

第十二条の三十四第三項中「様式第三十一号の二」を「様式第三十四号」に改める。

第十二条の三十五第一項及び第十二条の三十八第一項中「様式第三十一号の三」を「様式第三十五号」に改める。

第十四条中「様式第三十二号」を「様式第二十六号」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（法第二十一条の三第三項の環境省令で定める廃棄物）

第十八条の二 法第二十一条の三第三項の環境省令で定める廃棄物は、次の各号のいずれにも該当すると

認められる廃棄物とする。

一 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。次号において同じ。）であるもの

イ 建設工事（建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。）であつて、その請負代金の額が五百万円以下であるもの

ロ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であつて、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が五百万円以下であるもの

二 次のように運搬される廃棄物であるもの

イ 一回当たりに運搬される量が一立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの

ロ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設（積替え又は保管の場所を含み、元請業者（法第二十一条の三第一項に規定する元請業者をいう。）が所有権を有するもの（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原

を有するもの)に限る。)に運搬されるもの

- 八 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの
- 2 建設工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負つたものとみなして、前項第一号イの規定を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

第二十条第一号中「第九条の十第七項」を「第九条の十第八項」に改め、同条中第九号から第十一号までを削り、第八号を第十四号とし、第四号から第七号までを六号ずつ繰り下げ、同条第三号中「第十二条の十二の二十五第一項第一号、第二号」を「第十二条の十二の二十五第一項第二号」に、「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第十二条の十二の二十五第四項及び第十二条の十二の二十六第一項に規定する権限(当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。)

第二十条第二号中「第十二条の十二の二十第一項第一号、第二号、第四号」を「第十二条の十二の二十第一項第二号」に、「第八号及び第九号」を「及び第九号から第十一号まで」に改め、同号を同条第六

号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 第十二条の十二の二十第四項及び第十二条の十二の二十一第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）

第二十条中第一号の三を第五号とし、同条第一号の二中「第六条の二十七第一項第一号、第二号」を「第六条の二十七第一項第二号」に、「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 第六条の二十七第四項及び第六条の二十八第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）

四 第八条の三の二第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）

様式第二号を次のように改める。

様式第二号(第六条の二十七関係)

(表面)

一般廃棄物輸出確認申請書(個別・一括)

年 月 日

環境大臣

殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条第1項の規定により、一般廃棄物の輸出の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

①一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状	
②一般廃棄物の数量(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、輸出の一括確認にあっては輸出の回数及び数量の上限とする。)	
③一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類	
④一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものとの運搬を行う者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
⑤運 搬 施 設 の 種 類	
⑥運 搬 経 路	
⑦一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものとの処分を行う者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
⑧処 分 を 行 う た め の 施 設 の 種 類	
⑨処 分 を 行 う た め の 施 設 の 設 置 場 所	
※ 事 務 处 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

⑩処分を行うための施設の処理能力	面積 埋立容量	$m^3/\text{日}(\text{)時間}$
		$t/\text{日}(\text{)時間}$
⑪処分を行うための施設の処理方式並びに構造及びに設備の概要		$m^3/\text{時間}$
⑫排ガスの処理方法		$t/\text{時間}$
⑬排水の処理方法		m^2
⑭放流水の水質		m^3
⑮放流水の水量		$m^3/\text{日}$
⑯放流水の放流方法及び放流先の概況		
⑰輸出予定期年月日 (輸出の一括確認にあっては、輸出の開始予定期年月日及び輸出を行う期間)		
備考	<p>1 ※の欄は記入しないこと。</p> <p>2 運搬を行う者や運搬施設が複数ある場合にあっては、④～⑥欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>3 処分を行う者や処分を行うための施設が複数ある場合にあっては、⑦～⑯欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>4 ⑧処分を行うための施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。</p> <p>5 ⑫排ガスの処理方法、⑬排水の処理方法については、その概要を記入するとともに、別紙に処理系統図を示すこと。</p> <p>6 ⑭放流水の水質は、最終処分場の場合は、排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準の項目及びダイオキシン類について放流水の予定水質を記入すること。</p> <p>7 ⑯放流先の概況については、放流先の種類(河川、湖沼等)及び放流先との関係等を記入すること。</p>	
※手数料欄		

様式第二号の二から様式第二号の五までを次のように改める。

様式第二号の二(第六条の二十七関係)

一般廃棄物輸出確認内容変更届出書

年　月　日

環境大臣 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の27第4項の規定により、輸出の一括確認の内容の変更について、次のとおり届け出ます。

確 認 の 年 月 日 及 び 確 認 番 号	年 月 日	
	確認番号	
変 更 の 内 容	新	旧
変 更 の 理 由		

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の三(第六条の二十八関係)

一般廃棄物輸出報告書		年　月　日
環境大臣 殿	報告者	
	住 所	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の28第1項の規定に基づき、年 月　日付け環廃産発第　　号で確認を受けた一般廃棄物の輸出に関し、関係書 類を添えて報告します。		
① 確認の年月日 及び確認番号	年　月　日 第　号	
②一般廃棄物を生じた 事業場の名称及び所在 地		
③一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石 綿含有一般廃棄物が含 まれる場合は、その旨 を含む。)及び性状		
④輸出した数量 (当該 一般廃棄物に石綿含有 産業廃棄物が含まれる 場合はその数量を含 む。)	⑤輸出した年月日	⑥処分が終了した年月日
合計		

備考

- この報告書は、輸出の一括確認を受けた者にあっては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了するたびに遅滞なく提出すること。
- 輸出の一括確認を受けた者にあっては、④～⑥欄は前回提出した報告書における記載に今回の輸出に係る情報を追加すること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の四 (第八条の二の四、第八条の二の七関係)

産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関係書類
第12条第4項
及び図面を添えて届け出ます。

保 管 の 場 所 に 關 す る 事 項	所 在 地	
	面 積	m ²
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は 処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに 行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては 規則第1条の6の規定の例に よる高さのうち最高のもの)	
	保 管 開 始 年 月 日	年 月 日
備考		
積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管する ことができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の五 (第八条の二の五関係)

産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年　月　日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
変更予定年月日		年　月　日

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の六を様式第二号の十五とし、様式第二号の五の次に次の九様式を加える。

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の規定により届け出ます。

保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の七(第八条の三の二関係)

輸入廃棄物処分等困難確認申請書

年月日

環境大臣 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号ただし書の規定により、災害その他の特別な事情により自ら処分又は再生するものとして輸入された廃棄物の適正な処分又は再生が困難であることについての環境大臣の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年月日 許可番号
処分を行う者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
処分を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号	
処分を行うための施設の種類及び設置場所	施設の種類 設置場所
処分を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合には、その許可番号	
適正な処分が困難となった理由	

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

提出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
計 画 期 間	

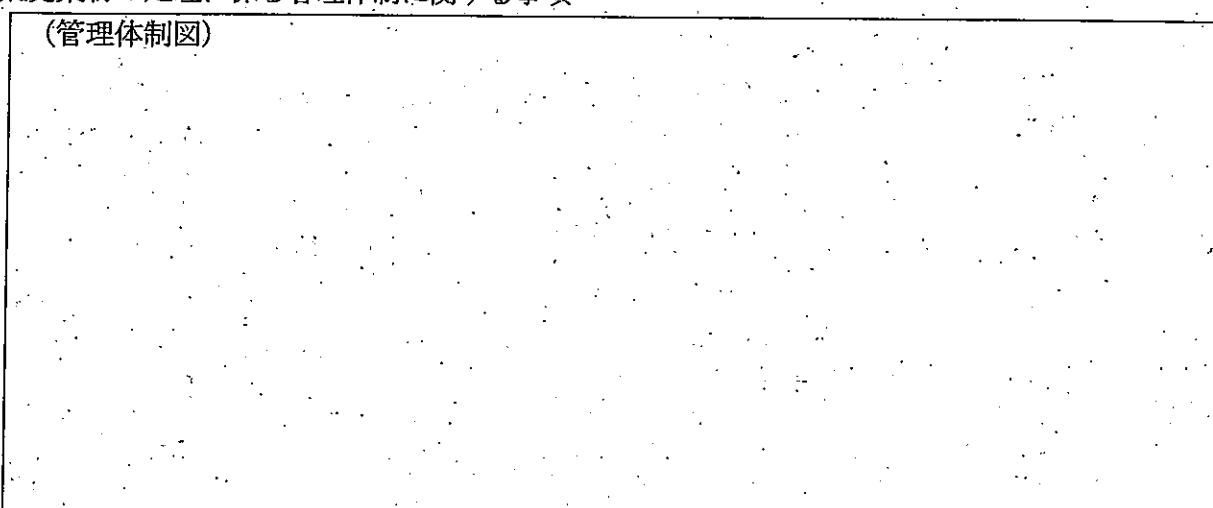
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度(年度) 実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度(年度) 実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(これまでに実施した取組)	

【目標】	
産業廃棄物の種類	
全処理委託量	t t
優良認定処理業者への 処理委託量	t t
再生利用業者への 処理委託量	t t
認定熱回収業者への 処理委託量	t t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

提出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類)

量物償有

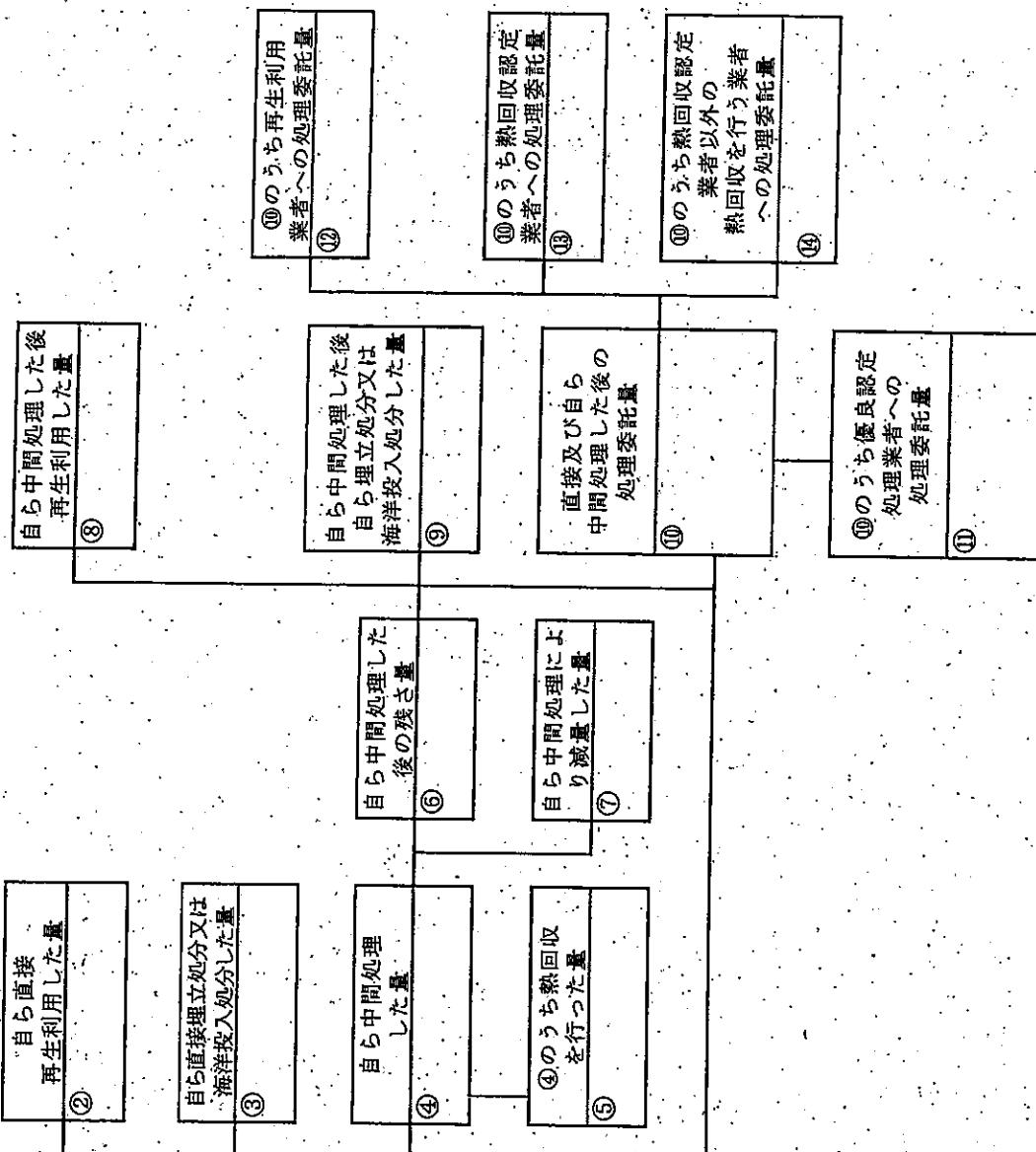
不要物等耗生量

“自ら直接
再生利用した量

量出排

**自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量**

項目	実績値
①排出量	
②⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑪全処理委託量	
⑬良認定処理業者への処理委託量	
⑭再生利用業者への処理委託量	
⑮熱回収認定業者への処理委託量	
⑯熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書

年　月　日

都道府県知事　　殿
(市長)

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第3項前段 の規定により、関係書類
第12条の2第4項
及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所在 地	
	面 積	m ²
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	
	保管開始年月日	年　月　日

備考

特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号チ(3)の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の十一（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の十二 (第八条の十三の六関係)

特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13の6において準用する同令第8条の2の6の規定により届け出ます。

保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

提出者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度(平成 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度(平成 年度)実績】	
①現状		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度(平成 年度)実績】	
①現状		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		特別管理産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		全処理委託量	t t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t t
		再生利用業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組)			
②計画			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

提出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分を 行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産廃棄物の種類)

有 億 物 量

不要物等発生量

自ら直接 再生利用した量

排 出 量

自ら直接埋立処分した量

自ら中間処理 じた量

項目	実績値
①排出量	
②+③自ら再生利用を行った量	
④自ら熱回収を行った量	
⑤自ら中間処理により減量した量	
⑥+⑦自ら埋立処分を行った量	
⑧全処理委託量	
⑨優良認定業者への処理委託量	
⑩再生利用業者への処理委託量	
⑪熱回収認定業者への処理委託量	
⑫熱回収を行う業者への処理委託量	

自ら中間処理した後 再生利用した量

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第三号中「第12条の3第6項」及「第12条の3第7項」を改める。
様式第四号及び第五号を次のように改める。

様式第四号（第八条の二十九関係）

措置内容等報告書

年月日

都道府県知事

(市長)

様

報告者住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。

管理票 交付番号	
交付年月日	
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の数量	
報告書を提出することとなった 事由の区分及び②～④に該 当する場合にあっては、当該 事由が生じた年月日	<p>① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき (年月日)</p> <p>② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年月日)</p> <p>③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年月日)</p> <p>④ 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知を受けたとき (年月日)</p>
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称 住 所
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法	
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のた めに講じた措置の内容	

備考

- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
 - の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
 - の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
 - の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
 - の場合 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知をした者
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

措置内容等報告書

年月日

都道府県知事
(市長) 様報告者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録内容	引渡し年月日		
	登録年月日		登録番号
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の種類	1特別管理産業廃棄物 () 2その他の産業廃棄物 ()		
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の数量	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき (年 月 日) ③ 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知を受けたとき (年 月 日)		
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称		
	住 所		
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法			
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止の ために講じた措置の内容			

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかつた者
②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者
③の場合 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

選任書大印の「平成」及び「法第14条第5項第2号ニに規定する」の記入、監査証書の記入等の次に次のものと並べる。

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

選任書大印の次のものと並べる。

様式第七号(第十条の二関係)

許可番号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを
第14条の2第1項 証する。

都道府県知事

印

(市長)

許可の年月日

年 月 日

許可の有効年月日

年 月 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
3. 許可の条件
4. 許可の更新又は変更の状況

年 月 日 (内 容)

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

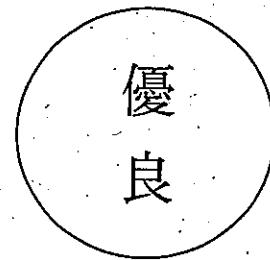
(日本工業規格 A列4番)

様式第七号の次に次の二様式を加える。

様式第七号の二(第十条の二関係)

許可番号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項
第14条の2第1項
の許可を受けた者であることを
証する。

都道府県知事

印

(市長)

許 可 の 年 月 日

年 月 日

許可の有効年月日

年 月 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
3. 許可の条件
4. 許可の更新又は変更の状況

年 月 日 (内 容)

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(日本工業規格 A列4番)

表記は「平成」又は「法第14条第5項第2号ニに規定する」の如き、回表記は「平成」又は「法第14条第5項第2号ニに規定する」の如きである。

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいひ、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

表記は「平成」又は「法第14条第5項第2号ニに規定する」の如きである。

様式第九号(第十条の六関係)

許可番号

産業廃棄物処分業許可証

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

第14条・第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを
証する。

都道府県知事
(市長)

印

許可の年月日 年 月 日

許可の有効年月日 年 月 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

年 月 日 (内 容)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(日本工業規格 A列4番)

様式第九号の次に次の二様式を加える。

様式第九号の二(第十条の六関係)

許可番号

産業廃棄物処分業許可証

優
良

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを
第14条の2第1項 証する。

都道府県知事
(市長)

印

許可の年月日 年 月 日

許可の有効年月日 年 月 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

年 月 日 (内 容)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(日本工業規格 A列4番)

第14条第5項第2号ニに規定する」に對する「役員」の定義は、
「平成」改め、「法第14条第5項第2号ニに規定する」に對する「役員」の定義は、

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい
い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、
取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
第14条第5項第2号ニに規定する「役員」の定義は、

様式第十三号(第十条の十四関係)

許可番号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを
第14条の5第1項 証する。

都道府県知事
(市長)

印

許 可 の 年 月 日

年 月 日

許可の有効年月日

年 月 日

1. 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

年 月 日 (内 容)

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

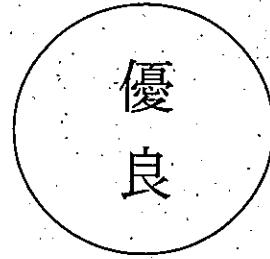
備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第十三号の次に次の二様式を加える。

様式第十三号の二 (第十条の十四関係)

許可番号	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4 第1項 第14条の5 第1項 証する。	の許可を受けた者であることを
都道府県知事 (市長)	印
許可の年月日	年 月 日
許可の有効年月日	年 月 日
1. 事業の範囲 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)	
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ	
3. 許可の条件	
4. 許可の更新又は変更の状況	
年 月 日	(内 容)
5. 積替え許可の有無 有・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)	
市名	許可番号
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無	
備考	
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。	

(日本工業規格 A列4番)

幾帳面十四回「平成」改め「法第14条第5項第2号ニに規定する」に記す、証明書類のうちアレル二の次に次のものと記せ。

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

幾帳面十四回の次のものと記せ。

様式第十五号(第十条の十八関係)

許可番号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の4 第6項
第14条の5 第1項
証する。

の許可を受けた者であることを

都道府県知事
(市長)

印

許 可 の 年 月 日

年 月 日

許可の有効年月日

年 月 日

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

年 月 日 (内 容)

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(日本工業規格 A列4番)

様式第十五号の次に次の二様式を加える。

様式第十五号の二(第十条の十八関係)

許可番号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

優
良

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項
第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを
証する。

都道府県知事
(市長)

印

許可の年月日

年 月 日

許可の有効年月日

年 月 日

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

年 月 日 (内 容)

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(日本工業規格 A列4番)

様式第十六号中「平成」及び「法第14条第5項第2号ニに規定する」を削り、同様式様式第十六号中「平成」及び「法第14条第5項第2号ニに規定する」を削り、同様式

3. 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、

取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第十八即ち「平成」及び「法第14条第5項第2号ニに規定する」を通り、同様の標記を付せん。

「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わゞ、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

業廃物「平成」、「次の産業廃棄物処理施設が竣工したので、」、「第15条の2の5第2項」、「第15条の2の6第2項」と、「による施設」、「により、産業廃棄物処理施設」と、「検査を」と、「受けたいので」、と述べた。

様式第11十弐「第15条の2の5第1項」及「第15条の2の6第1項」に改め、同様式の次に次の二様式を加べる。

様式第二十号の二 (第十二条の五の二関係)

産業廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

都道府県知事
(市長)

殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

産業廃棄物処理施設の設置場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号	年	月	日 第 号
※事務連絡欄			

(日本工業規格 A列4番)

様式第二十号の三（第十二条の五の四関係）

定期検査結果通知書

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

都道府県知事

印

(市長)

産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務連絡欄	

(日本工業規格 A列4番)

第12条「平成」の用語の意味を「第12条の17」の用語の意味と同一視する旨の規定は、同法第14条第1項の規定によるものである。

第12条「第12条の17」の用語の意味を「第12条の15」の用語の意味と同一視する旨の規定は、同法第14条第1項の規定によるものである。

「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい

う、相談役、顧問その他のかかる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

第12条「第12条の15」の用語の意味を「第12条の16」の用語の意味と同一視する旨の規定は、同法第14条第1項の規定によるものである。

様式第二十三号(第十二条の十の二関係)

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書			
年 月 日			
都道府県知事 殿 (市長)			
届出者			
住 所			
氏 名			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△規則第12条の10に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
	規則第12条の10第6号に掲げる事項		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			
備考			
1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「規則第12条の10第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。			

(日本工業規格 A列4番)

様式第114号中「平成」を削り、「第15条の2の5第3項」や「第15条の2の6第3項」を改める。
様式第115号を次のように改める。

様式第二十五号(第十二条の十一の二関係)

(表面)

産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

都道府県知事
(市長)

申請者

住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の2第2項

の規定により、産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号		
埋め立てた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種 類	数量(m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容		
地下水等又は地下水の水質の状況		

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

遮断型最終処分場の場合	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
安定型最終処分場の場合	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の浸透水の水質の状況	
埋立地の覆いの概要	
管理型最終処分場の場合	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
備考	<p>1 ※の欄は記入しないこと。</p> <p>2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。</p> <p>3 地下水とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ハの規定により採取された地下水をいうこと。</p> <p>4 「遮断型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第7条第14号イに掲げる施設の場合に記入すること。 (2) 覆いとは、最終処分基準省令第2条第2項第1号ニの規定による覆いをいうこと。 (3) 講じた措置とは、最終処分基準省令第2条第3項第1号ハの規定により講じた措置をいうこと。 <p>5 「安定型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施行令第7条第14号ロに掲げる施設の場合に記入すること。 (2) 浸透水とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ホの規定により採取された浸透水をいうこと。 (3) 覆いとは、最終処分基準省令第2条第3項第2号ニの規定による覆いをいうこと。 <p>6 「管理型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施行令第7条第14号ハに掲げる施設の場合に記入すること。 (2) 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。 (3) 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。 <p>7 都道府県知事が定める部数を提出すること。</p>

様式第二十五号の次に次の四様式を加える。

様式第二十五号の二(第十二条の十一の五関係)

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定により、産業廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所	
※認定の年月日	年 月 日
※認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率 %
許可の年月日	年 月 日
及び 許可番号	第 号
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 热回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 热回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号への算式により算定した热回収率を記載すること。
- 7 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第二十五号の三(第十二条の十一の十関係)

熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定により、産業廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

都道府県知事

印

(市長)

認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 效 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	<p>1. 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出すること。</p> <p>2. 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出ること。</p>

(日本工業規格 A列4番)

様式第二十五号の四(第十二条の十一の十一関係)

熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の4において準用する同令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所			
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号		
熱回収を行わなく なったとき	理由		
	年月日	年 月 日	
廃止、休止又は再 開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)	
	年月日		
熱回収に必要な設 備を変更したとき	△ 変更 の内容		
	理由		
	年月日		
※ 事務処理欄			

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

(日本工業規格 A列4番)

様式二十五号の五 (第十二条の十一の十一関係)

熱回収報告書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

報告者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の11の11において準用する同令第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日 及び認定期番号	年月日第号
年4月1日から 31日までの年間の熱回収率	%

備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

第5項第2号二に規定する」 や「第11項の十」 の「平成」 及び「法第14
条第5項第2号二に規定する」 や「第11項の十」 の「平成」 及び「法第14

3 「役員」 の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい
い、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、
取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

第5項第2号二に規定する」 や「第11項の十」 の「平成」 及び「法第14
条第5項第2号二に規定する」 や「第11項の十」 の「平成」 及び「法第14

4 ⑨及び⑩の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい
い、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、
取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

第5項第2号二に規定する」 や「第11項の十」 の「平成」 及び「法第14

(表面)

廃棄物輸入許可申請書(個別・一括)

年月日

環境大臣 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の5第1項の規定により、廃棄物の輸入の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

①廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状	
②廃棄物の数量 (当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量を含み、一括許可にあっては、輸入の回数及び数量の上限とする。)	
③廃棄物を生じた者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
④廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類	
⑤廃棄物の輸入の相手国から本邦までの運搬を行う者及び国内における運搬を行う者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
⑥運搬施設の種類及び運搬経路	
⑦廃棄物の国内における処分を行う者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 許可番号

(裏面)

⑧廃棄物の処分を行うための施設の種類及び設置場所並びに許可番号	
⑨廃棄物の国内における処分を他人に委託して行おうとする場合においては、当該廃棄物を国内において処分する理由	
⑩輸入予定年月日 (一括許可にあっては、輸入の開始予定年月日及び輸入を行う期間)	
<p>備考</p> <p>1 ※の欄は記入しないこと。</p> <p>2 ⑧廃棄物の処分を行うための施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。</p> <p>3 廃棄物の運搬を行う者及び運搬施設が複数ある場合にあっては、⑤・⑥欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>4 廃棄物の処分を行う者及び廃棄物の処分を行うための施設が複数ある場合にあっては、⑦・⑧欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>	
※手数料欄	

(日本工業規格 A列4番)

様式第二十九号の次に次の二様式を加える。

様式第二十九号の二(第十二条の十二の二十関係)

廃棄物輸入許可内容変更届出書

年 月 日

環境大臣 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の20第4項の規定により、輸入の一括許可の内容の変更について、次のとおり届け出ます。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	新	旧
変更の理由		

(日本工業規格 A列4番)

様式第二十九号の三(第十二条の十二の二十一関係)

廃棄物輸入報告書

年 月 日

環境大臣 殿

報告者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の21第1項の規定に基づき、年 月 日付けで許可を受けた廃棄物の輸入に関し、関係書類を添えて報告します。

① 許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
② 廃 棄 物 の 種 類 (当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び性状			
③ 輸 入 し た 数 量 (当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含む。)	④ 輸 入 し た 年 月 日	⑤ 処 分 が 終 了 し た 年 月 日	
合 計 :			
⑥ 廃 棄 物 の 国 内 に お け る 運 搬 を行った者 (輸入の相手国から本邦までの運搬を行った者を含む。)	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 許可番号		
⑦ 廃 棄 物 の 国 内 に お け る 处 分 を行った者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 許可番号		
⑧ 廃 棄 物 の 国 内 に お け る 处 分 を行った施設の種類及び設置場所			

備考

- 1 輸入の一括許可を受けた者にあっては、③～⑤欄は前回提出した報告書における記載に今回の輸入に係る情報を追加すること。
- 2 運搬を行った者が複数ある場合にあっては、⑥欄に「別紙のとおり」と記載し、必要事項を記載した別紙を添付すること。
- 3 この報告書は、輸入の一括許可を受けた者にあっては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了するたびに遅滞なく提出すること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十号を次のように改める。

様式第三十号(第十二条の十二の二十五関係)

(表面)

産業廃棄物輸出確認申請書(個別・一括)

年 月 日

環境大臣 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の7第1項において準用する同法第10条第1項の規定により、産業廃棄物の輸出の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

①産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状	
②産業廃棄物の数量 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、輸出の一括確認にあっては輸出の回数及び数量の上限とする。)	
③産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類	
④産業廃棄物又は当該産業廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものとの運搬を行う者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
⑤運搬施設の種類	
⑥運搬経路	
⑦産業廃棄物又は当該産業廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものとの処分を行う者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
⑧処分を行うための施設の種類	
⑨処分を行うための施設の設置の場所	
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

⑩処分を行うための施設の処理能力	面積 埋立容量	$m^3/\text{日}$ ()時間 $t/\text{日}$ ()時間 $m^3/\text{時間}$ $t/\text{時間}$
⑪処分を行うための施設の処理方式並びに構造及び設備の概要		
⑫排ガスの処理方法		
⑬排水の処理方法		
⑭放流水の水質		
⑮放流水の水量	$m^3/\text{日}$	
⑯放流水の放流方法及び放流先の概況		
⑰輸出予定年月日 (輸出の一括確認にあっては、輸出の開始予定年月日及び輸出を行う期間)		
備考 <ol style="list-style-type: none"> ※の欄は記入しないこと。 ⑧処分を行うための施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。 ⑫排ガスの処理方法、⑬排水の処理方法については、その概要を記入するとともに、別紙に処理系統図を示すこと。 ⑭放流水の水質は、最終処分場の場合は、排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準の項目及びダイオキシン類について放流水の予定水質を記入すること。 ⑯放流先の概況については、放流先の種類(河川、湖沼等)及び放流先との関係等を記入すること。 運搬を行う者や運搬施設が複数ある場合にあっては、④～⑥欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 処分を行う者や処分を行うための施設が複数ある場合にあっては、⑦～⑯欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 		
※手数料欄		

様式第三十三号から様式第三十五号までを削り、様式第三十二号を次のように改める。

様式第三十二号(第十二条の十二の二十六関係)

産業廃棄物輸出報告書

年 月 日

環境大臣 殿

報告者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の26第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで確認を受けた産業廃棄物の輸出に関し、関係書類を添えて報告します。

① 確認の年月日 及び 確認番号	年 月 日	
	確認番号	
② 産業廃棄物を生じた 事業場の名称及び所在地		
③ 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石 綿含有産業廃棄物が含 まれる場合は、その旨 を含む。) 及び性状		
④ 輸出した数量 (当該 産業廃棄物に石綿含有 産業廃棄物が含まれる 場合はその数量を含 む。)	⑤ 輸出した年月日	⑥ 処分が終了した年月日
合計		

備考

- この報告書は、輸出の一括確認を受けた者にあっては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了するたびに遅滞なく提出すること。
- 輸出の一括確認を受けた者にあっては、④～⑥欄は前回提出した報告書における記載に今回の輸出に係る情報を追加すること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十一号の三を様式第三十五号とし、様式第三十一号の二を様式第三十四号とし、様式第三十一号を様式第三十三号とし、様式第三十号の次に次の二様式を加える。

様式第三十一号(第十二条の十二の二十五関係)

産業廃棄物輸出確認内容変更届出書

年　月　日

環境大臣 殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の25第4項の規定により、輸出の一括確認の内容の変更について、次のとおり届け出ます。

確 認 の 年 月 日 及 び 確 認 番 号	年 月 日 第 号		
	新	旧	
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十六号を次のように改める。

様式第三十六号（第十四条関係）

八十三ミリメートル

120ミリメートル

写真ちよう付

環境省
（都道府県
市町村）印

第 号
所 属 庁

氏 名

生年月日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十九条第三項の規定による証

明書

年 月 日交付（二年間有効）

環境大臣（都道府県知事・市町村長）

印

（表 面）

この証明書を携帯する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律抜粋

第十九条(立入検査)
都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくは船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物車両、運搬若しくは施設のある土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは試験の形質の変更に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はあることの疑いのある物を無償で収去させることができる。環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、再生利用認定業者、広域的処理認定業者若しくは無害化処理認定業者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所若しくは第十九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項、第九条の九第一項若しくは第十五条の四の三第一項若しくは第九条の十第一項

若しくは第十五条の四の四第一項の認定に係る施設のある土地若しくは建物若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは輸出する者若しくは輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理若しくは国外廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは輸出しようとする他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。
明前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
たために認められたものと解釈してはならない。権限は、犯罪捜査のため緊急時における環境大臣の事務執行)。

第二十四条の三 第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定により中都道府県知事に関する規定(当該事務に係る部分に限る。)は、定められたものと解釈してはならない。権限は、定められたものとする。
(略)

様式第三十七号及び様式第三十八号を削る。

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正)

第二条 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十

一年 総理府
厚生省 令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六号」を「次号」に改め、同号に次のように加える。

ト へに規定する浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管（以下「導水管等」という。）の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること。

第一条第二項中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に改め、同項第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 前項第五号トの規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

第一条第二項第二十号中「措置」の下に「（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）」を加え、同項第三項中「第九条の三第十項」を「第九条の三第十一項」に改める。

第二条第二項中「第十五条の二の二」を「第十五条の二の三第一項」に改め、同項第一号ヘ中「措置」

の下に「（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）」を加え、同条第三項中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改め、同条第四項中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削る。

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「交付等は、」の下に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第九項、第十二条の二第十項、第十四条第十三項及び第十四条の四第十三項並びに」を加え、

「の規定に」を「並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の四の六及び第八条の十七の三の規定に」に改める。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の項中「第九条の八第四項」を「第九条の八第五項」に「第十五条の四の二第二項」を「第十五条の四の二第三項」に、「及び第九条の九第五項」を「第九条の九第五項」に、「においてみなして」を「及び第九条の十第五項（第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）においてみなして」に、「第十二条第十三項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項」を「第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項」に、「並びに」を「」に改め、「第十三条の八」の下に「、第十四条第十四項並びに第十四条の四第十四項」を加え、同表廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の項中「、その」を「その」に、「及び第六条の二第三号から第五号まで」を「、第六条第一項第一号イ（第六条の五第一項第一号においてその規定の例によることとする場合を含む。）、第六条の二第四号及び第五号」に、「第六条の十二第三号」を「第六条の二第四号」に改め、「それらの規定の例によることとする場合を含む。」の下に「並びに第六条の二第

六号（第六条の六第二号においてその規定の例によることとする場合を含む。）」を加える。

別表第二廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の項中「第九条の八第四項」を「第九条の八第五項」に、「第十五条の四の二第二項」を「第十五条の四の二第三項」に、「及び第九条の九第五項」を「第九条の九第五項」に、「においてみなしして」を「及び第九条の十第五項（第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）においてみなして」に、「第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項」を「第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十二条の二第十項及び第十三条第十七項及び第十四条の四第十八項」に、「及び第十三条の八」を「、第十二条第九項、第十二条の二第十三項及び第十三条の八」に改め、同表廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の項中「第六条の二第三号及び第五号」を「第六条の二第四号」に、「第六条の十二第二号及び第三号並びに」を「第六条の十二第四号及び」に、「それらの」を「その」に改め、「含む。」の下に「及び第六条の二第六号（第六条の六第二号においてその規定の例によることとする場合を含む。）」を加え、同項の次に次のように加える。

則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の七及び第八条の十七の四の改正規定（「の内容を一年間公衆の縦覧に供する」を「を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表する」に改める部分に限る。）は、平成二十三年十月一日から施行する。

（定期検査の期間に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けている者は、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の四の三の規定にかかるらず、平成四年三月三十一日以前に当該許可を受けた者にあつては平成二十四年三月三十一日までに、平成四年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあつては平成二

十五年三月三十一日までに、平成八年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあつては平成二十六年三月三十一日までに、平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあつては平成二十七年三月三十一日までに、平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあつては平成二十八年三月三十一日までに、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受けなければならない。ただし、この項前段の規定による検査を受けるべき期間内に、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、法第九条第二項において準用する法第八条の二第五項の規定による検査を受けたときは、この限りでない。

2 この省令の施行の際現に法第十五条第一項の許可（同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けている者は、新規則第十二条の五の三の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日以前に当該許可を受けた者にあつては平成二十四年三月三十一日までに、平成四年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあつては平成二十五年三月三十一日までに、平成八年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあつては平成二十六年三月三十一日までに、平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあつては平成二十七年

三月三十一日までに、平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に当該許可を受けた者にあつては平成二十八年三月三十一日までに、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受けなければならない。ただし、この項前段の規定による検査を受けるべき期間内に、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条の二第五項の規定による検査を受けたときは、この限りでない。

3 第一項の規定による検査は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の法（以下「新法」という。）第八条の二の二第一項の規定による検査と、前項の規定による検査は新法第十五条の二の二第一項の規定による検査とみなして、新法及び新規則の規定を適用する。

（廃棄物の最終処分場に係る維持管理の状況に関する情報の公表に関する経過措置）

第三条 平成二十三年九月三十日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第八条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場（以下「既存許可一般廃棄物最終処分場」という。）に関する新法第八条の三第二項の環境省令で定める事項について

は、新規則第四条の五の二第四号チの規定は、適用しない。

2 平成二十三年九月三十日までの間における既存許可一般廃棄物最終処分場に関する新法第八条の三第二項の規定による維持管理の状況に関する情報の公表については、新規則第四条の五の三第三号中「ト(1)及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と、同条第四号中「ト(2)及びチ(2)」とあるのは「及びト(2)」とする。

3 平成二十三年九月三十日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場（以下「既存届出一般廃棄物最終処分場」という。）に関する新法第九条の三第六項の環境省令で定める事項は、新規則第五条の六の二の規定にかかわらず、新規則第四条の五の二第四号イからトまで及びリに掲げる事項とする。

4 平成二十三年九月三十日までの間における既存届出一般廃棄物最終処分場に関する新法第九条の三第六項の規定による維持管理の状況に関する情報の公表については、新規則第五条の六の三第三号中「ト(1)及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と、同条第四号中「ト(2)及びチ(2)」とあるのは「及びト(2)」とする。

5 平成二十三年九月三十日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第十五条第一項の許可を受けてい

る者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（以下「既存管理型最終処分場」という。）に関する新法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項については、新規則第十二条の七の二第八号チの規定は、適用しない。

6 平成二十三年九月三十日までの間における既存管理型最終処分場に関する新法第十五条の二の三第二項の規定による維持管理の状況に関する情報の公表については、新規則第十二条の七の三第三号中「ト(1)及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と、同条第四号中「ト(2)及びチ(2)」とあるのは「及びト(2)」とする。
(廃棄物の最終処分場に係る記録及び閲覧に関する経過措置)

第四条 平成二十三年九月三十日までの間における既存許可一般廃棄物最終処分場に関する法第八条の四の規定による記録の閲覧については、新規則第四条の六第一号ハ中「ト(1)及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と、同号ニ中「ト(2)及びチ(2)」とあるのは「及びト(2)」とする。

2 平成二十三年九月三十日までの間における既存許可一般廃棄物最終処分場に関する法第八条の四の環境省令で定める事項については、新規則第四条の七第四号チの規定は、適用しない。

3 平成二十三年九月三十日までの間における既存届出一般廃棄物最終処分場に関する新法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧については、新規則第五条の六の四第一号ハ中「、ト(1)及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と、同号ニ中「、ト(2)及びチ(2)」とあるのは「及びト(2)」とする。

4 平成二十三年九月三十日までの間ににおける既存届出一般廃棄物最終処分場に関する新法第九条の三第七項の環境省令で定める事項は、新規則第五条の六の五の規定にかかわらず、新規則第四条の七第四号イからトまで及びリに掲げる事項とする。

5 平成二十三年九月三十日までの間における既存管理型最終処分場に関する法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧については、新規則第十二条の七の四第一号ハ中「、ト(1)及びチ(1)」とあるのは「及びト(1)」と、同号ニ中「、ト(2)及びチ(2)」とあるのは「及びト(2)」とする。

6 平成二十三年九月三十日までの間における既存管理型最終処分場に関する法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項については、新規則第十二条の七の五第七号チの規定は、適用しない。

(新規則第九条の三第二号の規定の適用に関する経過措置)

第五条 新規則第九条の三第二号の規定の適用については、この省令の施行前にこの省令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第九条の二第三項第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新した期間は、新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表に従つて更新した期間とみなす。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第五条第一項の確認を受けた者に係る新規則第九条の三第二号の規定の適用については、同号中「当該許可の更新の申請の日前六月間」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十八号）附則第五条第一項の確認を受けた日から当該許可の更新の申請の日までの間」とする。

（新規則第十条の四の二第二号の規定の適用に関する経過措置）

第六条 新規則第十条の四の二第二号の規定の適用については、この省令の施行前に旧規則第十条の四第三

項第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新した期間は、新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新した期間とみなす。

2 前条第二項の規定は、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けた者について準用する。この場合において、前条第二項中「新規則第九条の三第二号」とあるのは「新規則第十条の四の二第二号」と、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第二百四十八号）附則第五条第一項」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十八号）附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 既存管理型最終処分場に係る新規則第十条の四の二第二号の規定の適用については、同号の表の項(8)中「第十二条の七の二第八号口からりまでに掲げる事項」とあるのは「第十二条の七の二第八号口からトまでに掲げる事項、同号子に掲げる事項（平成二十三年十月一日以後に行つた廃棄物の処理及び清掃に

する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第 号）による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新最終処分基準省令」という。）第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に係るものに限る。）及び第八号りに掲げる事項」とする。

（新規則第十条の十二の二第二号の規定の適用に関する経過措置）

第七条 新規則第十条の十二の二第二号の規定の適用については、この省令の施行前に旧規則第十条の十二第二項において読み替えて準用する旧規則第九条の二第三項第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新した期間は、新規則第十条の十二の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新した期間とみなす。

2 附則第五条第二項の規定は、改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けた者について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「新規則第九条の二第二号」とある

のは「新規則第十条の十二の二第二号」と、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十八号）改正令附則第五条第一項」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十八号）附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（新規則第十条の十六の二第二号の規定の適用に関する経過措置）

第八条 新規則第十条の十六の二第二号の規定の適用については、この省令の施行前に旧規則第十条の十六第二項において読み替えて準用する旧規則第十条の四第三項第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新した期間は、新規則第十条の十六の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新した期間とみなす。

2 附則第五条第二項の規定は、改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けた者について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「新規則第九条の三第二号」とある

のは「新規則第十条の十六の二第二号」と、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十八号）附則第五条第一項」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十八号）附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 既存管理型最終処分場に係る新規則第十条の十六の二第二号の規定の適用については、同号の表りの項(8)中「第十二条の七の二第八号口からりまでに掲げる事項」とあるのは「第十二条の七の二第八号口からトまでに掲げる事項、同号チに掲げる事項（平成二十三年十月一日以後に行つた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第 号）による改正後的一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新最終処分基準省令」という。）第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に係るものに限る。）及び第八号リに掲げる事項」とする。

（廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に関する経過措置）

第九条 平成二十三年九月三十日までの間における既存許可一般廃棄物最終処分場及び既存届出一般廃棄物

最終処分場に係る技術上の基準については、この省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新最終処分基準省令」という。）第一条第一項第五号トの規定は、適用しない。

2 平成二十三年九月三十日までの間における既存管理型最終処分場に係る技術上の基準については、新最終処分基準省令第二条第一項第四号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第一項第五号トの規定は、適用しない。

（廃棄物の最終処分場に係る維持管理の技術上の基準に関する経過措置）

第十条 平成二十三年九月三十日までの間における既存許可一般廃棄物最終処分場及び既存届出一般廃棄物最終処分場に係る維持管理の技術上の基準については、新最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定は、適用しない。

2 平成二十三年九月三十日までの間における既存管理型最終処分場に係る維持管理の技術上の基準については、新最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定は、適用しない。

(改正法附則第六条の規定による届出)

第十一條 改正法附則第六条第一項の規定による届出は、新規則様式第二号の四の例による届出書を提出して行うものとする。

2 改正法附則第六条第三項の規定による届出は、新規則様式第二号の十の例による届出書を提出して行うものとする。

3 新規則第八条の二の四第二項の規定は、前二項の届出について準用する。

(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の申請)

第十二条 改正令附則第五条第一項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した附則様式による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 現に受けている法第十四条第一項の許可の年月日及び許可番号並びにその許可の有効期間（法第十四条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）の満了の日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 現に受けている法第十四条第一項の許可に係る新規則第十条の二に規定する許可証の写し

二 次条第二号に掲げる基準に適合することを誓約する書面

三 次条第三号に掲げる基準及び同条第四号に掲げる基準（新規則第九条の三第三号、第四号及び第七号に掲げる基準に係る部分に限る。）に適合することを証する書類

四 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（現に受けている法第十四条第一項の許可の申請書に添付したものを除く。）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 継続して五年以上法第十四条第一項の許可を受けている者であること。

二 改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前五年間特定不利益処分（新規則第九条の三第一号に規定する特定不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲

げるところに従つて更新していること。

四 新規則第九条の三第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

(確認を受けた者に対する許可証の交付)

第十四条 都道府県知事は、改正令附則第五条第一項の確認をしたときは、新規則様式第七号の一による許可証を交付しなければならない。

(産業廃棄物処分業者に係る確認の申請)

第十五条 附則第十二条の規定は、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条第六項」と、「法第十四条第三項」とあるのは「法第十四条第八項」と、同条第二項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条第六項」と、「新規則第十条の二」とあるのは「新規則第十条の六」と、同項第二号中「次条第二号」とあるのは「附則第十六条第二号」と、同項第三号中「次条第三号」とあるのは「附則第十六条第三号」と、「新規則第九条の三第三号、第四号及び第七号」とあるのは「新規則第十条の四の二第三号、第四号及び第七号」と、同項第四号中「法第十

四条第一項」とあるのは「法第十四条第六項」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処分業者に係る確認の基準)

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 継続して五年以上法第十四条第六項の許可を受けている者であること。

二 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前五年間特定不利益処分を受けていないこと。

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

四 新規則第十条の四の二第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。
(確認を受けた者に対する許可証の交付)

第十七条 都道府県知事は、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認をした

ときは、新規則様式第九号の二による許可証を交付しなければならない。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の申請)

第十八条 附則第十二条の規定は、改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「法第十四条第三項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「新規則第十条の十四」と、同項第二号中「次条第二号」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「新規則第十条の二」とあるのは「新規則第十条の十四」と、同項第二号中「次条第三号」とあるのは「附則第十九条第二号」と、同項第三号中「次条第三号」とあるのは「附則第十九条第三号」と、「新規則第九条の三第三号、第四号及び第七号」とあるのは「新規則第十条の十二の二第三号、第四号及び第七号」と、同項第四号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)

第十九条 改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 繼続して五年以上法第十四条の四第一項の許可を受けている者であること。

二 改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前五年間特定不利益処分を受けていないこと。

三 新規則第十条の十二の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

四 新規則第十条の十二の二第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

(確認を受けた者に対する許可証の交付)

第二十条 都道府県知事は、改正令附則第五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の確認をしたときは、新規則様式第十三号の二による許可証を交付しなければならない。

(特別管理産業廃棄物処分業者に係る確認の申請)

第二十一条 附則第十二条の規定は、改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「法第十四条

第一項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「法第十四条第三項」とあるのは「法第十四条の四第八項」と、同条第二項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「新規則第十条の二」とあるのは「新規則第十条の十八」と、同項第二号中「次条第二号」とあるのは「附則第十二条第二号」と、同項第三号中「次条第三号」とあるのは「附則第二十二条第三号」と、「新規則第九条の三第三号、第四号及び第七号」とあるのは「新規則第十条の十六の二第三号、第四号及び第七号」と、同項第四号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物処分業者に係る確認の基準)

第二十二条 改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 継続して五年以上法第十四条の四第六項の許可を受けている者であること。
- 二 改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前五年間特定不利益処分を受けていないこと。
- 三 新規則第十条の十六の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第四

項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げることに従つて更新していること。

四 新規則第十条の十六の二第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。
(確認を受けた者に対する許可証の交付)

第二十三条 都道府県知事は、改正令附則第五条第四項において読み替えて準用する同条第一項の確認をしたときは、新規則様式第十五号の二による許可証を交付しなければならない。

附則様式（附則第十二条、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条関係）

優良基準適合確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第
附 則 第 5 条 第 1 項
248号）
附則第5条第2項において準用する同条第1項
附則第5条第3項において準用する同条第1項
附則第5条第4項において準用する同条第1項
の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 の 許 可 番 号	第 号
許可の有効期間の満了の日	年 月 日
収集運搬業・処分業の区分	
※事 务 处 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)

